

当別町地域防災計画

< 一般災害対策編 >

令和 7 年 8 月改訂

当別町防災会議

目 次

第1章 総則

第1節	計画策定の目的	1	
第2節	計画の位置づけ	1	
第3節	計画の構成	1	～ 2
第4節	計画の効果的促進	2	
第5節	用語の定義	2	
第6節	計画の修正要領	2	～ 3
第7節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3	～ 7
第8節	町民及び事業者等の責務	7	～ 8
第9節	防災計画の周知	8	

第2章 当別町の地勢と災害の概要

第1節	当別町の自然条件	9	
第2節	当別町の都市的条件	9	～ 10
第3節	災害の想定	10	

第3章 防災体制

第1節	当別町防災会議	11	
第2節	当別町災害警戒本部	12	
第3節	当別町災害対策本部	13	～ 14
第4節	気象業務に関する計画	15	～ 21

第4章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及	22	～ 23
第2節	防災訓練計画	24	～ 25
第3節	相互応援体制整備計画	26	～ 27
第4節	自主防災組織の育成等に関する計画	28	～ 29
第5節	重要警戒区域及び整備計画	30	
第6節	水害予防計画	31	
第7節	風害予防計画	32	
第8節	雪害予防計画	33	～ 34
第9節	融雪災害予防計画	35	
第10節	土砂災害予防計画	36	～ 38
第11節	建築物災害予防計画	39	
第12節	消防計画	40	
第13節	物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画	41	
第14節	避難体制整備計画	42	～ 44
第15節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	45	～ 48
第16節	積雪・寒冷対策計画	49	～ 50
第17節	業務継続計画の策定	51	

第5章 災害応急対策計画

第1節	災害情報収集・伝達計画	52	～ 53
第2節	災害通信計画	54	～ 55
第3節	災害広報計画	56	～ 57
第4節	応急措置計画	58	～ 59
第5節	動員計画	60	～ 61
第6節	避難対策計画	62	～ 68
第7節	救助救出計画	69	

第 8 節	災害警備計画・	70	～	71
第 9 節	交通応急対策計画・	72	～	75
第 10 節	輸送計画・	76	～	77
第 11 節	食料供給計画・	78	～	79
第 12 節	給水計画・	80	～	81
第 13 節	上下水道施設対策計画・			81
第 14 節	衣料、生活必需品等物資供給計画・	82	～	83
第 15 節	石油類燃料供給計画・	84	～	85
第 16 節	電力施設災害応急計画・			86
第 17 節	医療救護計画・	87	～	89
第 18 節	防疫計画・	90	～	92
第 19 節	廃棄物処理計画・			93
第 20 節	家庭動物対策計画・			94
第 21 節	文教対策計画・	95	～	96
第 22 節	住宅対策計画・	97	～	99
第 23 節	被災宅地安全対策計画・			100
第 24 節	行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画・	101	～	102
第 25 節	障害物除去計画・			103
第 26 節	応急土木対策計画・			104
第 27 節	応急飼料計画・			105
第 28 節	労務供給計画・	106	～	107
第 29 節	消防防災ヘリコプター活用計画・	108	～	109
第 30 節	自衛隊派遣要請計画・	110	～	112
第 31 節	広域応援・受援計画・	113	～	114
第 32 節	職員応援派遣計画・			115
第 33 節	災害ボランティアとの連携計画・	116	～	117
第 34 節	災害義援金募集（配分）計画・			118
第 35 節	災害応急金融計画・			119
第 36 節	災害救助法の適用と実施・	120	～	122

第 6 章 事故災害対策計画

第 1 節	鉄道災害対策計画・	123	～	125
第 2 節	道路災害対策計画・	126	～	129
第 3 節	危険物等災害対策計画・	130	～	134
第 4 節	大規模な火事災害対策計画・	135	～	137
第 5 節	林野火災対策計画・	138	～	141
第 6 節	大規模停電災害対策計画・	142	～	145

第 7 章 災害復旧・被災者援護計画

第 1 節	災害復旧計画・			146
第 2 節	被災者援護計画・	147	～	148

改訂履歴	・			149
------	-------------	--	--	-----

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

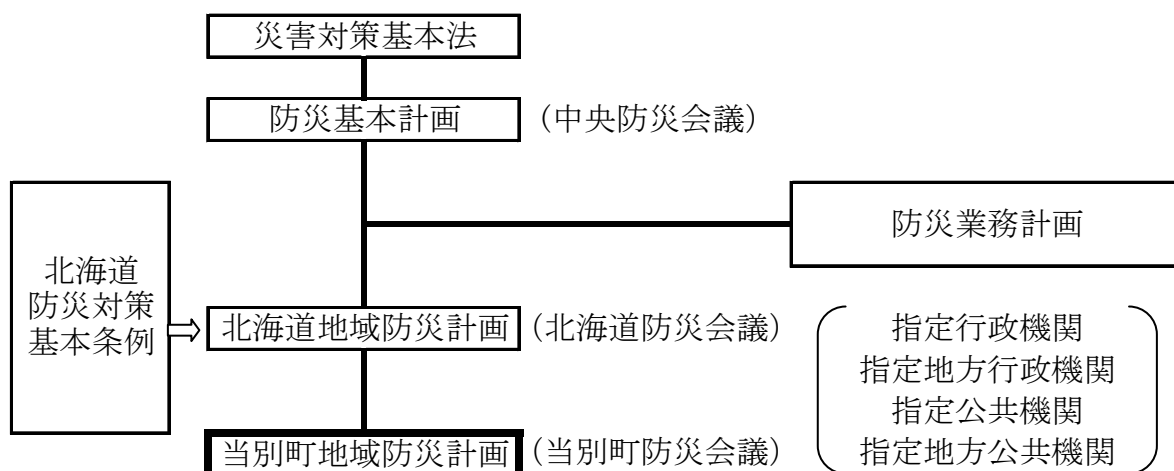
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、当別町防災会議が作成する計画であり、当別町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて町民をはじめ観光客や外国人等、当別町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本町防災に万全を期することを目的とする。

- 1 当別町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の位置づけ

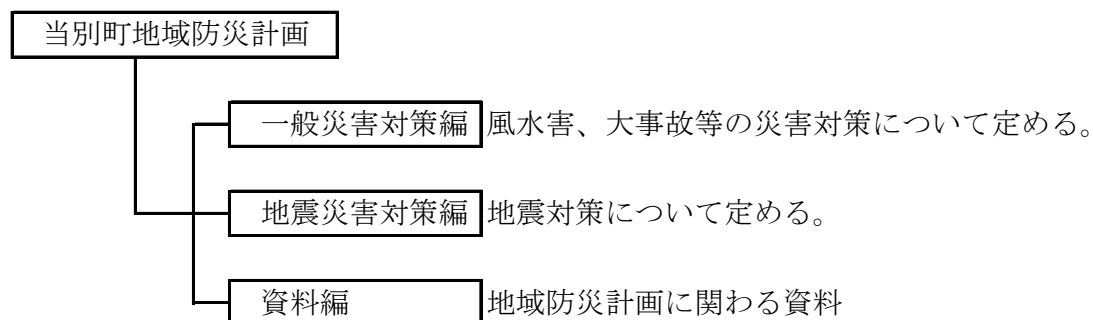
この計画は、「災害対策基本法」の他、「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）及び「防災業務計画」（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関）と関連性・整合性を有する。

地域防災計画の位置付け



第3節 計画の構成

当別町地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編及び資料編によって構成する。なお、これらの計画は、水防法に基づく当別町水防計画とも調整を図るものとする。



第 4 節 計画の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成 21 年北海道条例第 8 号）第 3 条の基本理念により、自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第 5 節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 基本法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） |
| 2 | 救助法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| 3 | 水防法 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号） |
| 4 | 防災計画 | 当別町地域防災計画 |
| 5 | 町防災会議 | 当別町防災会議 |
| 6 | 本部（長） | 当別町災害対策本部（長） |
| 7 | 防災関係機関 | 当別町防災会議条例（昭和 37 年当別町条例第 15 号）第 3 条に定める委員の属する機関 |
| 8 | 災害 | 災害対策基本法第 2 条第 1 項に定める災害 |

第 6 節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の変更（改定）が行われたとき
- 5 その他当別町防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な修正等）については、町防災会議に諮ることなくその結果を北海道知事及び関係機関に報告するものとする。

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、町民等の間、町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 当別町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
当 別 町	(1) 町防災会議の事務に関すること。 (2) 町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 町の所掌に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (4) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防、応急対策の総合調整に関すること。 (5) 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集報告を行うこと。 (6) 防災思想の普及、防災訓練の実施に関すること。
当 別 町 教 育 委 員 会	(1) 災害時における被災児童生徒の救護及び防災教育の実施に関すること。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策、被害調査及び報告に関すること。

2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
石狩北部地区消防事務組合 当別消防署・当別消防団	(1) 災害予防対策及び事前措置に関すること。 (2) 災害における被害の拡大防止及び災害の鎮圧等の直接的活動に関すること。 (3) 災害時における町民等の避難誘導及び人命救助活動に関すること。

3 指定地方行政機関

基本法第2条第3号に規定する指定する指定行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で、基本法第2条第4号の規定により内閣総理大臣が規定するもの。

なお、当別町に係る指定行政機関は、次のとおりである。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北 海 道 開 発 局 札 幌 開 発 建 設 部 （ 札 幌 道 路 事 務 所 ） （ 札 幌 河 川 事 務 所 ） （ 札 幌 北 農 業 事 務 所 篠 津 地 域 農 業 施 設 管 理 支 所 ）	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）に関すること。 (5) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (6) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (7) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (9) 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。 (10) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (11) 補助事業に係る指導、監督に関すること。

北海道森林管理局 石狩森林管理署	(1) 所管国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における当別町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道農政事務所 札幌地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
札幌管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象等の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあたっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
北海道総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。 (2) 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援に関すること。 (3) 災害対応用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 (5) 電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊北部方面隊 第10即応機動連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達及び収集に関すること。
航空自衛隊当別分屯基地	(3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

5 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
石狩振興局地域創生部 地域政策課	(1) 石狩振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他の災害予防措置を講じること。 (3) 災害応急対策及び復旧対策を実施すること。 (4) 当別町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施に関し、総合調整を図ること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
石狩振興局保健環境部 保健行政室 （江別保健所）	(1) 医療班の編成、調整指導に関すること。 (2) 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関すること。 (3) 医薬品の保有状況、応急処置の連絡調整に関すること。 (4) 防疫活動、防疫調査指導及び健康指導に関すること。 (5) 避難所における衛生管理の指導に関すること。 (6) 医療、防疫薬剤の供給斡旋に関すること。
石狩振興局森林室	(1) 所管道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 所管道有林の復旧治山及び予防治山を行うこと。 (3) 林野火災の予防対策を立て、その未然防止を図ること。
石狩教育局	(1) 被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。 (2) 避難等における文教施設の使用に関すること。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策、被害調査及び報告に関すること。

空知総合振興局 札幌建設管理部 （当別出張所）	(1) 災害時の関係公共土木施設被害調査及び災害応急対策を行うこと。 (2) 所管公共土木施設の改修、維持補修及び災害復旧を行うこと。 (3) 所管する道路の交通不能箇所の調整及び交通の確保を行うこと。 (4) 所管する雨量、水位観測情報の収集と通報連絡を行うこと。 (5) 水防技術の指導を行うこと。
石狩家畜保健衛生所	(1) 畜産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の家畜保健衛生の指導に関すること。

6 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
札幌方面北警察署	(1) 町民等の避難誘導及び救助救出並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務に協力すること。

7 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益事業を営む法人で、基本法第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定するもの。
 なお、当別町に關係する指定公共機関は、次のとおりである。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便(株) 北海道支社 （当別郵便局）	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。 (4) 当別町と締結した協定に基づく支援活動に関すること。
北海道旅客鉄道(株) （当別駅）	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
N T T 東日本(株) 北海道事業部	(1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
(株) N T T ドコモ 北海道支社	(1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
K D D I (株)	(1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
ソフトバンク(株)	(1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
楽天モバイル(株)	(1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字社 北海道支部 （当別地区）	(1) 救援物資の供給に関すること。 (2) 赤十字奉仕団の避難所に対する奉仕に関すること。 (3) 義援金の募集、救援物資の輸送・配分等の協力に関すること。
北海道電力(株)	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。

北海道電力ネットワーク㈱ 札幌北ネットワークセンター	(2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
----------------------------	--------------------------------

8 指定地方公共機関

地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公共的事業を営む法人で、基本法第2条第6項の規定により当該都道府県知事が指定するもの。

なお、当別町に關係する指定地方公共機関は、次のとおりである。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
一般社団法人江別医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人札幌薬剤師会北支部	(1) 災害時における調剤、医療品の供給を行うこと。
土地改良区（当別・篠津中央）	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
一般社団法人北海道LPGガス協会	(1) 災害時におけるガスの円滑供給に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北石狩農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。
当別町森林組合	(3) 共済金支払の手続きを行うこと。 (4) 町が実施する農林業被害調査及び応急対策の支援を行うこと。
当別町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。 (2) 被災事業主に対する融資及びその斡旋を行うこと。
当別建設協会	(1) 災害時における応急工事、復旧工事の支援活動を行うこと。
石狩西部広域水道企業団	(1) 災害時における水源地の管理及び水質の確保に関すること。 (2) 災害時における応急給水に関すること。
社会福祉法人当別町社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアセンターの運営に関すること。 (2) 災害時におけるボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること。
当別町行政推進員連絡協議会	(1) 自主防災組織の結成及び運営の推進に関すること。 (2) 災害時における被災状況の把握、情報伝達及び防災関係機関の活動への協力に関すること。 (3) 避難場所での活動に関すること。
一般運送業者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害における危険物の保全、火災事故等の防止及び災害応急措置の実施に関すること。 (2) 予防思想、安全管理の徹底に関すること。
医療機関	(1) 災害における医療防疫対策の協力に関すること。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援に関すること。

10 札幌圏防災関係機関連絡会

当連絡会は、札幌圏の自治体と防災関係機関が、災害応急対策を実施する際の相互の迅速かつ的確な連携活動を実施するため、札幌圏における大規模災害の発生に備え、平素から連携体制の強化に関する事項を協議し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的として設置している。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
札幌圏 札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町 関係機関 陸上自衛隊北部方面隊、第一管区	(1) 札幌圏における大規模災害の発生に備えた防災関係機関相互の連絡調整に関すること。 (2) 災害発生時における支援活動に関すること。 (3) 協議事項 ・ 消火、救助及び救急等の活動の連携に関する事項

海上保安本部、北海道、北海道警察本部	・災害時における情報の収集伝達に関する事項 ・緊急物資の調達に関する事項 ・緊急車両等の通行路確保に関する事項 ・ヘリコプターの効率的運用に関する事項 ・その他災害対策に関する事項
--------------------	--

第8節 町民及び事業者等の責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

町民及び事業者等は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害及び経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 町民等の責務

当別町における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術等の習得
- カ 町内会における要配慮者等への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ケ SNS等の情報の発信元を確保するなど、情報リテラシーの向上

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者等の救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動や、町民等が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動
- キ インターネット上における真意の不確かな情報の拡散防止

2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進

- ウ 予想被害からの復旧計画策定
 - エ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
 - オ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
 - カ 取引先とのサプライチェーンの確保
- (2) 災害時の対策
- ア 事業所の被災状況の把握
 - イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - ウ 施設利用者の避難誘導
 - エ 従業員及び施設利用者の救助
 - オ 初期消火活動等の応急対策
 - カ 事業の継続、早期再開及び復旧
 - キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献
 - ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

第 9 節 防災計画の周知

この計画は、防災関係機関の職員に周知を図るとともに、計画のうち、必要な事項については、基本法第 42 条第 5 項に定める公表のほか、町民等に周知するものとする。

第2章 当別町の地勢と災害の概要

第1節 当別町の自然条件

1 当別町の位置及び面積

町は石狩振興局管内の東北部に位置し、東端は東経141°43′、西端は東経141°24′、北端は北緯43°35′、南端は北緯43°09′の間にあり、町の南は江別市、西南は札幌市、西は石狩市、北は石狩市と新十津川町、東は浦臼町・月形町・新篠津村に接している。地形は南北に長く、中央に位置するところがくびれており、町域は東西26km、南北47kmで、総面積は422.86km²である。

2 当別町の地勢及び地質

町の地形は、北部は樺戸山地に属する山岳地帯であり、南部は石狩平野の一部をなす平地になっている。最北端は暑寒別（ショカンベツ）岳に連なる察来（サックル）山（589.9m）で、北東には神居尻（カムイシリ）山（946.7m）、地勢根尻（チセネシリ（通称ピンネシリ））山（1,100.3m）、隈根尻（クマネシリ）山（971.4m）が連なり、伊達山丘陵地へと南下している。北西には別狩（ペッカリ）岳（726.1m）、別刈（ペッカリ）岳（666.2m）、阿蘇岩山（418.1m）が連なり、石狩段丘となって石狩川河口に達している。

これらの山岳は、古生層から成る急峻な地形を成しているが、その裾野は新第三紀の堆積岩から成っていて、山岳とは対照的にゆるやかな丘陵を形成している。山稜地帯の南に続く平坦地は、石狩低地帯の一部であり、大部分がヨシ、スゲ、ミズカシワなどの堆積物からなる低位泥炭と、ミズゴケ、ホロムイスゲ、ツルゴケなどからなる高位泥炭、さらに石狩川及び当別川の河川堆積物からなっている。

泥炭層の厚さは、低位泥炭層では2m程度で高位泥炭層では5mを超える所もあるが、国営篠津泥炭地開発事業によって、現在は道内でも有数の穀倉地帯となっている。

河川は、一級河川の石狩川が南西端を流れており、町域を南北に縦断して一級河川の当別川が石狩川に合流している。当別川は最北端の察来山を源として東西に連なる山岳の支流を集め、当別市街を経て石狩川に合流している。南東部には国営篠津泥炭地開発事業によって開削された篠津運河があり、この地域の重要な河川の役割を果たしている。この他町内には一級河川が8川、準用河川が1川、普通河川が26川ある。

3 当別町の気候

町の気候は、北海道全体からみると温暖であるが、平均的に冬はやや寒く、夏はやや暑い準大陸性気候である。年間の平均気温は8.0℃で、年間降水量は平均700mm前後となっている。最多風向は西風であり、手稲連山と樺戸山地に挟まれた平地に位置する町の冬季は、石狩湾からの季節風がまともに吹き込んでくると、石狩湾低気圧による局地的豪雪によって、道内でも有数の吹雪常習地帯で、過去10年間の年間平均降雪量は872cmとなっている。なお、令和3年度においては近年まれにみる大雪となり、年間1,021cmの降雪量を記録した。

第2節 当別町の都市的条件

1 当別町の人口

町は、札幌大橋の開通などにより大都市「札幌市」とのアクセスが飛躍的に向上したため西部地域の宅地開発が進行し、平成2年から平成7年にかけて人口が著しく増加した。しかし、その後は増加傾向が緩やかになり、少子高齢化社会の到来により、全国的に人口減少社

会に突入したこともあり、町の人口は、平成11年度の20,875人をピークに減少に転じ、現在では15,304人（令和5年4月1日現在）となっている。

2 当別町の土地利用

町における大部分は、市街地と、市街地を取り巻く農地、北側に広がる山間部の森林の大きく3つのゾーンに分かれている。町の都市計画区域は、17,969haであり、行政区域の4割を超えており、他の都市群に比べ高くなっている。

また、都市計画法による規制が都市地域だけでなく、農業地域や森林地域にもかかっていることで、自然環境の適正な保全が可能となっている。

3 当別町の交通

町の道路交通は、国道275号、国道337号（道央圏連絡道路）、道道札幌当別線及び道道岩見沢石狩線等により隣接市町村と連絡している。

町の鉄道網は、JR札沼線（学園都市線）が通り、通勤通学など町民の日常生活に利用されている。

第3節 災害の想定

1 地震災害の概況

地震災害の概況については、当別町地域防災計画（地震災害対策編）に登載する。

2 風水害の概況

北海道の気象の特性等により、町で発生する災害の状況は次のとおりである。

(1) 暴風雨災害

台風や前線等の影響による豪雨により、内水氾濫、家屋の浸水被害や河川の氾濫が発生するおそれがある。

また、近年の気象状況等の変化によって、局地的集中豪雨が多発しており、浸水被害等の都市型水害を引き起こすことがある。

(2) 融雪出水災害

融雪出水は、山地が融雪期に入る4月下旬から5月上旬にかけて最も多い。この原因については、融雪期に入り徐々に河川水位が上昇するとともに、土地を水で飽和させる。このような状態のところ、山地を含む河川流域の広い範囲で積雪が急速に解けると、一挙に出水することになる。気象条件としては、第1次的には気温だが、降水量も影響を与える。

(3) 雪害

町では、10月下旬から5月上旬までが降雪期間であり、石狩湾低気圧の影響による局地的豪雪によって、道内でも有数の吹雪常習地帯である。大雪やなだれ、吹雪による交通障害、積雪による家屋や農業施設の倒壊、埋没などによって被害をもたらす。

(4) 土砂災害

土砂災害の多くは台風や前線等による豪雨に誘発されるものが多い。町では、急傾斜地など土砂災害警戒区域に指定されている状況であり警戒が必要である。

3 災害の記録

町における過去の災害の記録は、資料1のとおりである。

第3章 防災体制

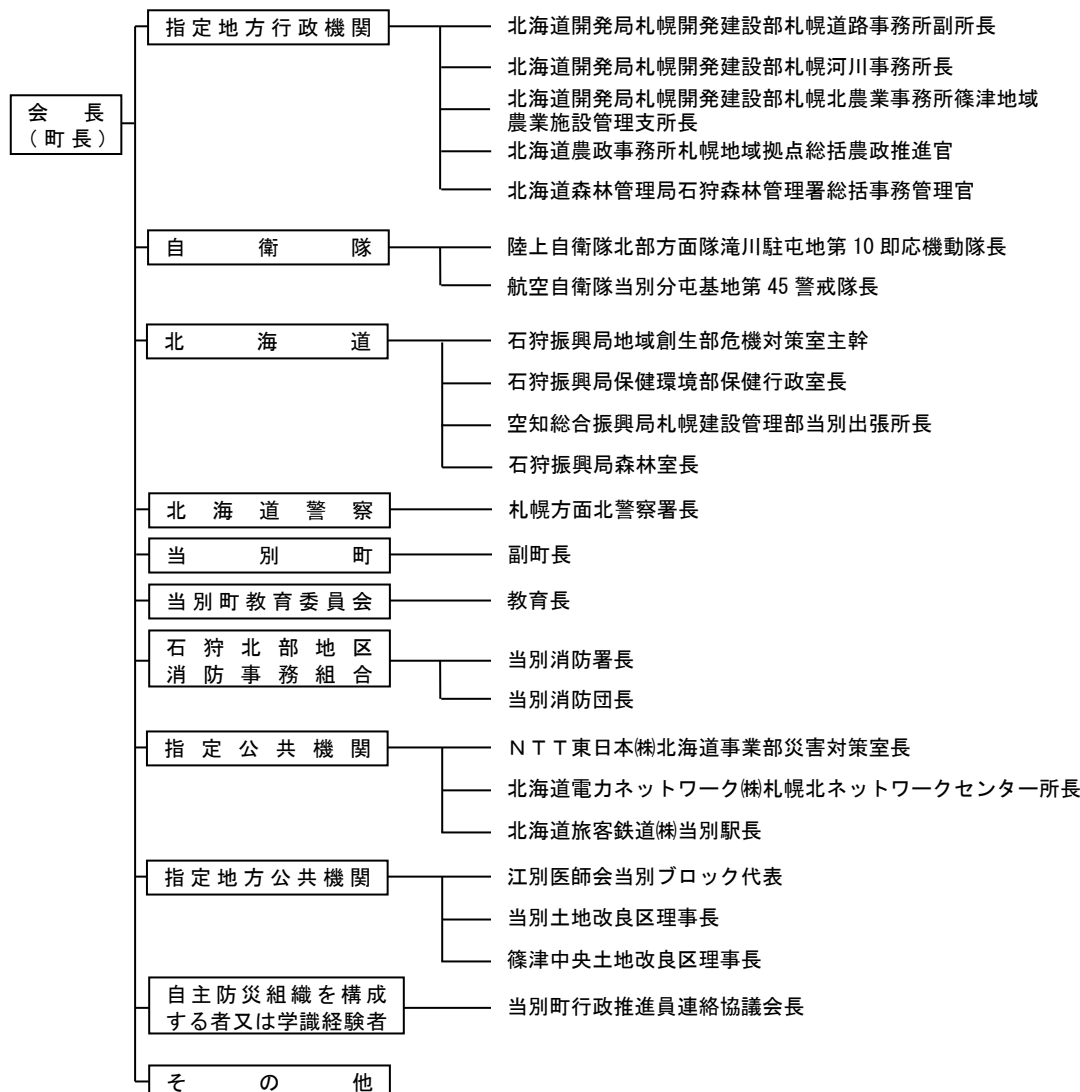
災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の収集伝達、並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 当別町防災会議

1 防災会議の所掌事務

当別町防災会議は当別町長を会長とし、当別町防災会議条例（昭和37年当別町条例第15号）第3条に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議することである。

2 防災会議の組織



3 防災会議の運営

当別町防災会議条例の定めるところによる。

第2節 当別町災害警戒本部

1 緊急幹部会議

町長は、災害及び事故による被害等の発生が予想され、必要と認めるときは、緊急幹部会議を招集し、初動体制に万全を期するものとする。

(1) 緊急幹部職員

総務部長、企画部長、企画部参与、住民環境部長、福祉部長、経済部長、経済部参与、建設水道部長、教育部長、議会事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者

2 災害警戒本部

町長は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準等

気象予警報の発表等により、災害に対する警戒を強化する必要があると判断される場合で、災害対策本部移行までの間、設置する。

(2) 組織等

ア 組織

警戒本部の組織は、第3章第3節「当別町災害対策本部」に準ずる。

イ 所管等

警戒本部の各班の所管事務は、第3章第3節「当別町災害対策本部」の所管事務に準ずる。庶務は、総務部危機対策課において処理する。

ウ 廃止

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、警戒本部を廃止する。

また、町長は基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置したときは、警戒本部を廃止する。

第3節 当別町災害対策本部

町長は、本町区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災活動の推進を図るため必要があると認めるときは、基本法及び当別町災害対策本部条例（昭和37年当別町条例第16号）に基づき当別町災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、防災会議と密接な連携のもとに災害予防及び応急対策を実施するものとする。

1 対策本部の組織

対策本部には、本部員会議、部及び班を置き、その構成は資料2のとおりとする。

- (1) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (2) 各部に部長（本部員）を置く。
- (3) 各班に班長を置く。
- (4) 各部に本部連絡員を置き、各部長の指名する職員をもって充てる。
- (5) 本部長に事故があるときは、その業務を副町長、教育長、総務部長の順に代理する。

2 対策本部の設置基準等

(1) 対策本部の設置基準

対策本部は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

ア 大規模な災害・事故が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。

イ 災害・事故が発生し、その規模及び範囲から特にその対策を必要とするとき。

ウ 本町に影響のある気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報が発せられ、その対策を必要とするとき。

(2) 対策本部の設置

ア 対策本部は、原則として本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合は、本部長判断により次の代替施設に設置する。

① 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

② 当別町総合体育館

イ 対策本部を設置したときは、直ちに全職員に伝達するとともに、防災関係機関及び町民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

(3) 対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、対策本部を廃止する。対策本部を廃止したときは、それぞれの関係機関に通知する。

(4) 対策本部の標識等（資料3）

ア 対策本部を設置したときは、対策本部設置場所に「標識」を掲示するものとする。

イ 本部長、副本部長、部長、各班長及び班員は、災害対策活動に従事するとき、腕章を帯用するものとする。

ウ 災害対策活動に使用する本部の自動車には、「標旗」を付けるものとする。

3 対策本部の運営

(1) 本部員会議

ア 本部員会議の開催

(ア) 本部員会議は、本部の職務遂行上の重要事項を協議するため本部長が必要と認めた場合に開催するものとする。

(イ) 本部員会議は、本部長が招集し、議長は本部長とする。

(ウ) 本部員は、それぞれの所掌事務について、会議に必要な資料を提出するものとする。

(エ) 本部員は、必要により班長及び班員を伴って会議に出席することができるものとする。

(オ) 本部員は、会議の招集が必要と認められるときは、総務部長に対してその旨を申し出るものとする。

イ 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析と、災害応急対策及び予防対策に関すること。
- (ウ) 各対策部間の調整に関すること。
- (エ) 自衛隊災害派遣要請の要否に関すること。
- (オ) 他の市町村に対する応援要請に関すること。
- (カ) 救助法適用申請の要否に関すること。
- (キ) 被害状況視察隊編成要否に関すること。
- (ク) 被災者に対する見舞い金品給付の決定に関すること。
- (ケ) その他災害対策に関すること。

ウ 会議決定事項の周知

本部員会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員は、班長及び班員に周知する必要があると認めた事項については、速やかにその徹底を図るものとする。

(2) 本部連絡員

- ア 各部長は、速やかに本部連絡員を指名し、本部長に通知するものとする。
- イ 本部連絡員は、対策本部に常駐し、災害応急対策について積極的に相互協力を行い、被害状況及び災害応急対策に関する資料の収集整理、報告、連絡調整にあたるものとする。

(3) 部及び班の所掌事務

- ア 部及び班の所掌事務は、資料4のとおりである。ただし、災害の状況等により本部長が必要と認めたときは、これを変更することができる。
- イ 各部長は、本部長の指示に従い、部内の事務及び業務を掌握し、班長及び班員を指揮監督するものとする。
- ウ 各部長は、本部長の指示に従い、班員等の配備計画を総務部長に提出するものとする。

(4) 対策本部の配備体制

- ア 対策本部は、被害を最小限に防止し、応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制を整えるものとする。ただし、対策本部が設置されない場合であっても、災害の規模及び特性に応じて非常配備体制をとるものとする。
- イ 非常配備の種別、配置内容、配置時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行うものとする。

ウ 対策本部の配備基準

種別	配備時期	配備内容	配備体制
第1 非常配備	1 当別町に暴風、暴風雪、大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 震度4の地震が発生したとき 3 その他本部長が特に必要と認めたとき	情報連絡のため各部の少数の人員をもってあたるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	各班長等
第2 非常配備	1 当別町に気象特別警報（暴風、暴風雪、大雨又は大雪）が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 2 震度5弱の地震が発生したとき 3 大規模な停電が発生したとき 4 その他本部長が特に必要と認めたとき	関係各班の所要人員をもってあたるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	各班長及び必要班員
第3 非常配備	1 広域にわたる災害で甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき 2 震度5強以上の地震が発生したとき	対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	全職員

備考 災害の規模及び特性に応じて上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第4節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は、次に定めるところによる。

1 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署

北海道においては、全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。本町を担当する官署（府県予報区担当官署及び分担気象官署）は、次のとおりである。

予報区名称	区域	担当官署
石狩・空知・後志地方	石狩振興局、空知総合振興局及び後志総合振興局管内	札幌管区気象台

(2) 府県天気予報区及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域

ア 一次細分区域

気象特性、災害特性及び地理的特性により分割した区域

イ 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域

ウ 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

本町は、以下に属する。

予報区 (担当気象官署)	一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域名
石狩・空知・後志地方 (札幌管区気象台)	石狩地方	石狩北部	当別町

2 気象に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）、及び消防法（昭和23年法律第186号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次によるものとする。

(1) 気象に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

本町の警報・注意報発表基準の解説は、資料5のとおり。

ア 種類及び発表基準

(7) 特別警報の概要

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は、市町村単位で発表される。

種 類	概 要
大 雨 特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大 雪 特 別 警 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想されたときに

	発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒が呼び掛けられる。

※土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(f) 警報の概要

種 類	概 要
大 雨 警 報	大雨により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難の必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒が呼び掛けられる。

(g) 注意報の概要

種 類	概 要
大 雨 注 意 報	大雨による土砂災害や浸水害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大 雪 注 意 報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
強 風 注 意 報	強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 強風による災害の恐れに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害の恐れについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷 注 意 報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
な だ れ 注 意 報	「なだれ」による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生する恐れがあると予想したときに発表される。
着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する恐れがあるとときに発表される。
着 雪 注 意 報	著しい着雪による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）恐れがあるとときに発表される。
融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生する恐れがあるとときに発表される。
霜 注 意 報	霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する恐れがあるとときに発表される。
低 温 注 意 報	低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生する恐れがあるとときに発表される。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布等)	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報		
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず安全とれるものではない)	5相当 氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布等))	大雨特別警報 (浸水害) ^{※2} 危険度分布：黒 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (浸水害)	高潮特別警報 ^{※3}	
<警戒レベル4までに必ず避難！>								
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (おおむね3年の浸水想定 以前の避難経路の タイミングで発生)	4相当 氾濫危険情報 (危険度分布：紫)	危険度分布：紫 (浸水害)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (浸水害)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}	
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等避難 [*]	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (浸水害))	洪水警報 危険度分布：赤 (浸水害)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (浸水害)	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	2相当 氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布等))	危険度分布：黄 (浸水害)	危険度分布：黄 (浸水害)		
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1相当				

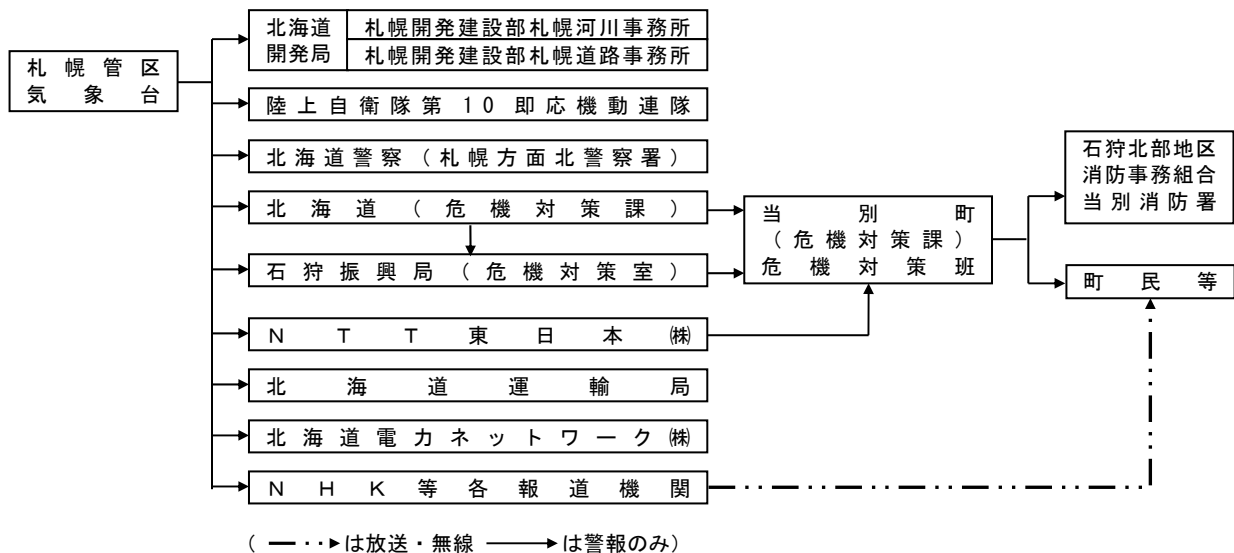
市町村は、警戒レベル相当情報、他、暴風や日没の時刻、堤防や橋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からブッシュ型で提供される情報）
下段細字：早時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の水位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
※4) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達



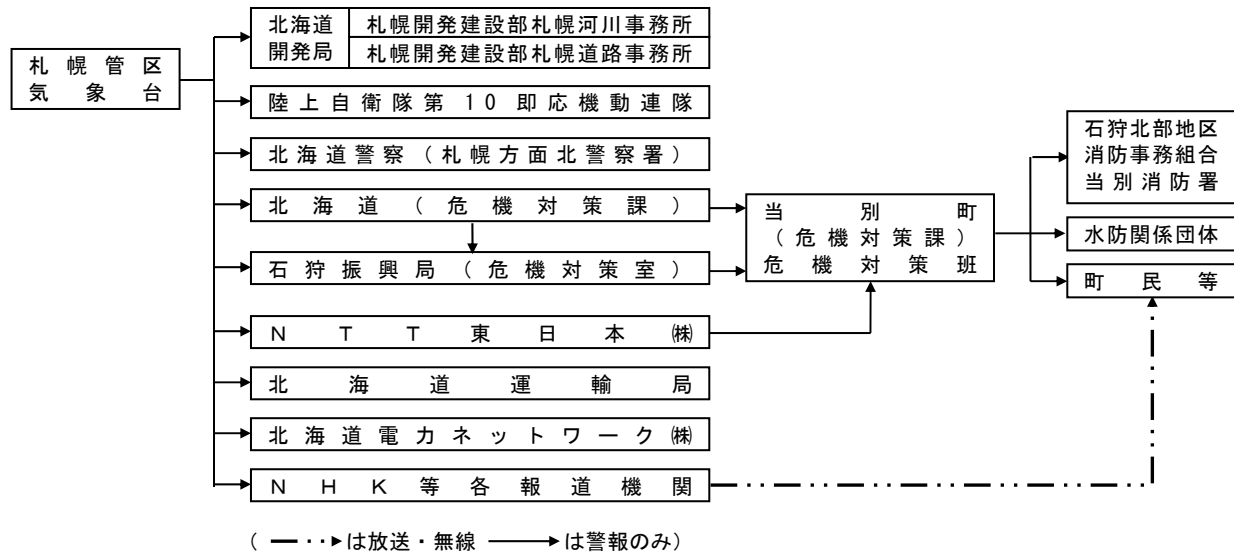
(4) 水防活動用気象警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。

ア 種類

水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

イ 伝達方法



(5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布図）

キキクルの種類と概要

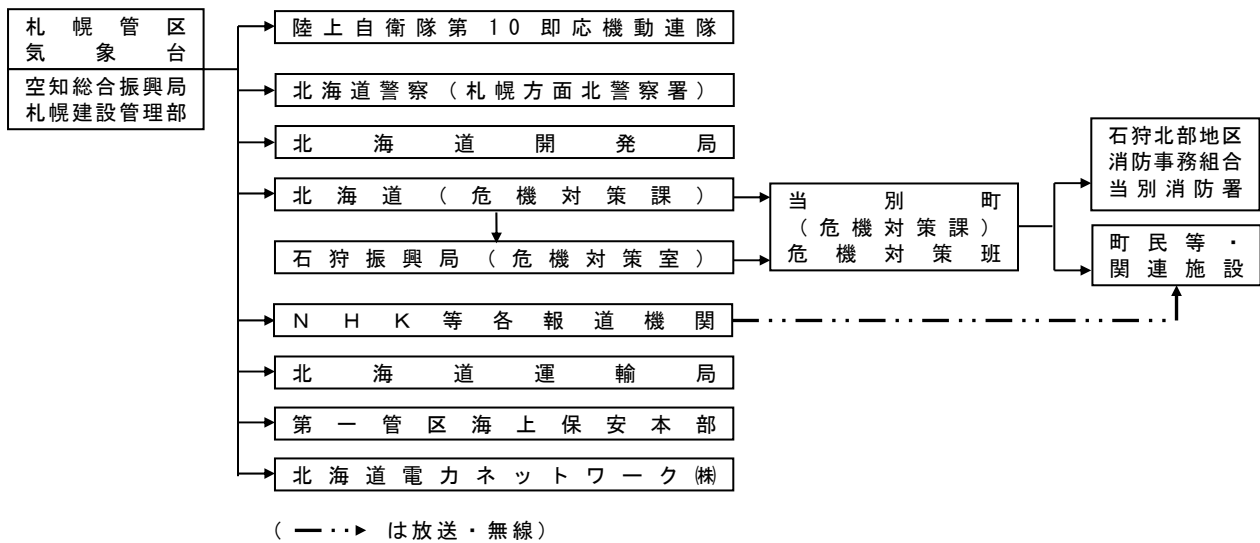
種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まり予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や町民等の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、石狩振興局と札幌管区気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は、次の系統により行う。



(7) 指定河川洪水予報（水防法第10条、第11条）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

ア 洪水予報指定河川及び担当

水系名	河川名	担当
石狩川	石狩川、当別川、篠津川、須部都川、豊平川	札幌管区気象台、北海道開発局札幌開発建設部

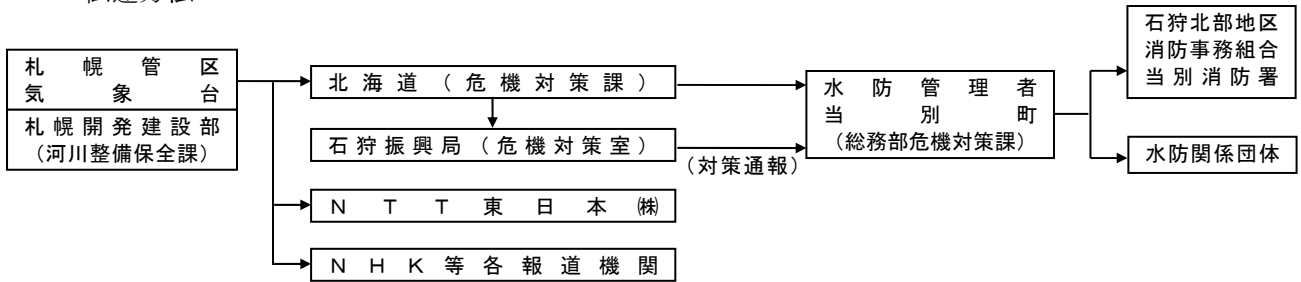
イ 種類及び発表基準

種類	標題	概要
洪水 警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、はん濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水 注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

ウ 基準地点と基準水位

水系名	河川名	観測所名	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
石狩川	石狩川 (下流)	納内	58.9	59.2	60.1
		橋本町	24.6	26.5	27.0
		奈井江大橋	15.8	19.7	20.0
		月形	12.3	15.3	15.6
		石狩大橋	5.1	7.8	8.1
		篠路	2.9	4.6	4.9

エ 伝達方法



(8) 水位情報の通知（水防法第13条）

水位周知河川についての水位情報の通知は、北海道開発局又は北海道が発表し、伝達は、次の系統により行う。

ア 水位周知指定河川及び担当

(7) 国土交通大臣指定河川 当別川

(4) 北海道知事指定河川 当別川

イ 水位周知河川の基準地点及び避難判断水位

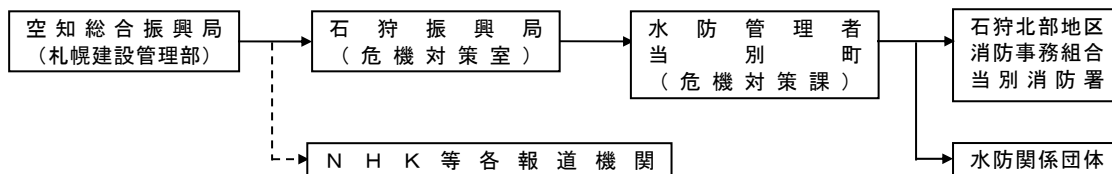
指定	水系名	河川名	観測所名	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険水位 相当換算水位 (m)
国土交通大臣	石狩川	当別川	当別川下	6.30	7.20	7.40
北海道知事	石狩川	当別川	樺戸	13.25	13.66	14.58

ウ 伝達方法

(7) 北海道開発局が発表する場合



(4) 北海道が発表する場合



(9) 水防警報（水防法第16条）

水防警報指定河川についての水防警報は、北海道開発局又は北海道が発表し、伝達方法は、水位周知指定河川と同様とする。

ア 水防警報指定河川及び担当

(7) 国土交通大臣指定河川 石狩川、当別川、篠津川、須部都川、豊平川

(4) 北海道知事指定河川 当別川

(10) 火災に関するもの

ア 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、札幌管区気象台が北海道知事に対して通報し、北海道を通じて町に通報される。

火災気象通報基準は、次のとおりである。

実効湿度60%以下で最少湿度30%以下の場合、若しくは平均風速が陸上で13m/s以上が予想される場合。

ただし、平均風速が13m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は、第6章第5節「林野火災対策計画」により実施する。

(11) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 北海道地方気象情報、石狩・空知・後志地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される情報

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、町民等に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的としてされる情報

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の危険（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認することができる。

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。

情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト） <https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

(2) 警察官の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、札幌管区气象台に通報しなければならない。

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害の予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、道及び町は、それぞれのまちの災害特性を考慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な設備の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR」（生態系を活用した防災減災）及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のために必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

第1節 防災知識の普及

防災関係職員及び町民等に対する防災思想、知識の普及啓発並びに防災教育の推進については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、町職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対して防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育を推進することにより、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう女性リーダーの育成など、防災の取組への男女共同参画に努める。
また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

2 普及・啓発及び教育の方法

防災知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ及びインターネット、SNSの活用
- (3) 新聞、広報誌等の活用
- (4) ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (8) 学校教育の場の活用
- (9) その他

3 普及・啓発を要する事項

- (1) 防災計画の概要
- (2) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ その他

- (3) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア) （家庭内、組織内の）連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得
- (4) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (5) その他必要な事項

4 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 児童生徒等に対する防災教育の充実に図るため、教職員等に対する防災に関する研修会等の充実に努める。
- (4) 防災教育は、学校の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (5) 社会教育においては、社会教育団体等における会合や集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

5 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日及び防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

6 町職員に対する教育

防災対策の円滑な推進を図るため、町職員の防災知識の習得及び災害時における個々の役割分担等についての研修会や講習会等を開催し、町職員に次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 防災計画の熟知
- (2) 町における災害の状況と防災対策
- (3) 町職員に課せられた役割
- (4) 災害対策として現在行われている事業の知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 今後防災対策として取り組む必要のある課題

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と町民等に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

1 防災訓練の実施

町は、防災に関する知識及び技能の向上と、町民等に対する防災知識の普及を図ることを目的として防災訓練を実施するものとする。また、防災訓練は、実施内容に応じて各関係機関と連携を図りながら訓練計画を作成し、共同で実施するものとする。

なお、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善についても検討する。

2 訓練の種別等

町は、災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

なお、具体的な訓練内容は、その都度実施要領を作成するものとする。

(1) 防災総合訓練

北海道防災会議が実施する災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に行う防災総合訓練に参画するほか、各種災害を想定して防災関係機関、各事業所及び町民等、その他指定行政機関等の協力を得て、応急対策活動の防災総合訓練を実施する。

(2) 水防訓練

水防活動を円滑に遂行するため、水防工法の実地訓練、樋門等の操作、水位・雨量観測、消防機関及び町民の動員、避難・立退き、水防資機材の輸送、広報・通報・伝達等に関する訓練を実施する。

(3) 消防訓練

消防訓練は、石狩北部地区消防事務組合当別消防署と連携し、消防に関する訓練を実施する。

(4) 避難救助訓練

水防訓練及び消防訓練に合わせて、避難の指示等、及びこれらの伝達方法、避難の誘導等、町民等を安全に避難させるための訓練並びに避難所の防疫、給水、給食等の訓練を実施する。

(5) 情報通信訓練

北海道防災会議が実施する災害通信連絡訓練に参画するほか、気象予報、警報等の収受伝達及び災害時の被害情報の連絡、応急対策の指示に関する伝達、関係機関、地区情報連絡員、町民等に対する警報・情報の連絡等についての訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

勤務時間外に災害が発生、又は災害情報を収受した場合等を想定して、招集訓練を実施する。

(7) 災害対策本部設置・運営訓練

災害の発生を想定して、対策本部の設置及びその運営に関する訓練を実施する。

(8) 災害図上訓練

各種災害を想定しての災害図上訓練を実施する。

(9) 応援・受援訓練

大規模災害が発生した場合を想定して、応援・受援訓練を実施する。

(10) その他災害に関する訓練

3 相互応援協定に基づく訓練

町は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

4 民間団体等との連携

町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた町民等と連携した訓練を実施するものとする。

5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努める

とともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 相互応援体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

町は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、予め企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資材機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとする。

2 相互応援体制の整備

(1) 町

ア 町は、道や他の市町村への応援要求又は他の市町村への応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、応援体制及び受援体制を整える。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

なお、道と各市町村において、各種災害について幅広く対応するための「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を締結している。

ウ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応が実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

(2) 北海道

ア 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整える。

イ 市町村間に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

(3) 防災関係機関等

あらかじめ町及び道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣等の連絡調整体制など、必要な準備を整える。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1) 町及び道は、平常時から地域団体、NPO、ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

(2) 町及び道は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティ

ア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

- (3) 町及び道は、行政・NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町及び道は、社会福祉協議会・NPO等関係機関との間で、被災家屋から災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町民等やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (5) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（北海道社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (6) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（当別町社会福祉協議会）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用分担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第4節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに町民、事業所等における自主防災組織の体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 町民等による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、町民等が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織普及のため、啓発資料の作成をはじめ防災セミナーや出前講座の実施等により、自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされているので、町民等が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとする。
- (2) 地域の防災活動を推進するため、町内会及び事業所等を中心とした自主防災組織の結成を図るものとする。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を迅速かつ正確に町民等に伝達し、また地域の被害状況等を防災関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大や延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ロ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(ハ) 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

(ニ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出救護活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(カ) 災害図上訓練（D I G）

地域内の図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する。町民等の立場に立った図上訓練を実践する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、各自が点検を実施するほか、自主防災組織として、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内で発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町に報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して町民等の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を町民等へ伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救出救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるものとする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の崩壊などにより下敷きになった者を発見したときは、消防機関等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出救助活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、町民等に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者や障がい者等の自力で避難することが困難な者（避難行動要支援者）等に対しては、町民等の協力のもと、早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織が主体となるなど、町民等による自主的な運営を進める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第5節 重要警戒区域及び整備計画

災害の未然防止のための施設整備促進及び災害時における迅速かつ的確な防災対策を実施するため、防災上警戒を必要とする区域は、この計画の定めるところによる。

1 重要水防箇所の指定

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想される箇所は、資料6「重要水防箇所」のとおりである。

2 洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水が想定される区域は、資料7「洪水浸水想定区域図」のとおりである。

3 急傾斜地（地すべり・崖崩れ等危険地域）

降雨、地質等が原因でがけ崩れ等により災害が予想され警戒を要する区域及び土砂災害警戒区域等は資料8「土砂災害危険箇所」のとおりである。

4 土砂災害警戒区域

降雨、地質等が原因で土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等による災害が予想され、警戒を要する区域は、資料9「土砂災害警戒区域」及び資料10「土砂災害警戒区域図」のとおりである。

5 山地災害危険区域

降雨、地質等が原因で山地において山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂流出等により災害が予想され、警戒を要する区域は、資料11「山地災害危険箇所」のとおりである。

第6節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、次のとおりである。

なお、融雪出水に係る水防の予防対策は、本章第9節「融雪災害予防計画」による。

1 予防対策

- (1) 町は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。
また、特に水防上警戒を要する区域等については、河川監視を随時実施する等、河川の管理に万全を期するものとする。
- (2) 気象等特別警報・警報・注意報及び情報等を迅速に町民等に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J—ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (3) 浸水想定区域の指定があったときは、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について浸水区域毎にハザードマップで定めるものとする。
- (4) 高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (5) 洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地については、ハザードマップ等にて周知する。

2 水防計画

水防計画についての詳細事項は、水防法に基づき作成した当別町水防計画の定めるところによる。

第7節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防については、この計画に定めるところによる。

1 予防対策

(1) 気象状況等の把握

台風による風害の予防は、その経路により予想し得る気象情報を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずるものとする。

(2) 建築物の風害防止

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

(3) 農作物の風害防止

農作物の風害予防のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の生育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

第8節 雪害予防計画

大雪、暴風雪等の雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、資料12「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関の相互連携のもとに実施するものとする。

1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱第9」に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪における消防体制を確立すること。
- (5) 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄
- (6) 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- (7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - ア 食料、燃料等の供給対策
 - イ 医療助産対策
 - ウ 応急教育対策
- (8) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- (9) 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分な配慮を行うこと。

2 交通の確保

- (1) 冬期間における交通の確保のため、道路管理者は、次のとおり実施する。

ア 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路は、冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

イ 北海道

道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて、次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間は、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種別	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。異常降雪時には、極力2車線以上確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時には、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。異常降雪時には、一時通行止めもやむを得ないものとする。

ウ 当別町

町が管理する道路については、午前7時までに通行を確保する。

- (2) 町除雪出動基準

降雪量概ね10cm以上を出動の目安とし、通勤通学時間帯までに終了することを目標とする。なお、風による吹き溜まりが発生したとき、火災及び急病人の発生したとき、又は孤立車両の救助等で緊急車両が積雪等のため走行できないときは、その都度出動するものとする。

- (3) 交通規制

札幌方面北警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

3 予防対策

- (1) 気象情報等による事前対応

気象官署の発表する気象等特別警報・警報・注意報等の情報を勘案し雪害が予想されるときは、必

要な出動体制を整え、路側帯の拡幅や運搬排雪等により道路上の堆雪スペースの確保に努めるものとする。

(2) なだれ防止

町民等に被害を及ぼすおそれのある、なだれ発生予防箇所を町民に周知するため、関係機関は自己の業務所管区域内のなだれ発生予想箇所に、標示板等による標示を行うとともに、なだれ発生予想箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 防雪施設の整備

町の冬期間における季節風は、石狩湾からの西風又は北西風であることから、防雪林、防雪柵等の防雪施設は有効な対策手段であり、防雪施設の整備を計画的に進めるものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪を伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること。止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、融水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。
- (3) 雪捨場の指定状況は、次のとおりである。

	指定場所	所在地	搬入可能量(m ³)
1	下川雪堆積場	当別町下川町1 3 6 番地4 地先	1 4 1, 0 0 0 m ³
2	当別太雪堆積場	当別町当別太8 1 7 番地3 地先	2 5 8, 0 0 0 m ³
3	上当別雪堆積場	当別町字高岡3 1 9 9 番地1 1 7	3 4 3, 0 0 0 m ³
4	樺戸雪堆積場	当別町字樺戸通4 7 6 番地1 9 地先	8 8, 0 0 0 m ³
5	太美雪堆積場	当別町太美町1 4 5 5 番地1 地先	2 3, 0 0 0 m ³

5 警戒体制

関係機関は、気象官署の発する気象特別警報・警報・注意報及び情報等を勘案し、必要と認める場合は、警戒体制に入るものとする。

- (1) 町は、対策本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたときは、対策本部を設置するものとする。
 - ア 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき
 - イ 雪害による交通まひ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模から応急措置を要するとき
- (2) 町は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めたときは、各道路管理者との連携のもとに、除雪機械等を出動して事態に対処するものとする。
- (3) 町は、路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車を努めて救出するが、不可能なときは乗員を救出して、最寄の指定避難所等に避難収容することとする。

6 町民等への啓発

町は、関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を町民等に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第9節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、この計画に定めるところにより防災関係機関がそれぞれ相互の連携のもとに実施するものとする。

1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれがある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- (7) 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 町民等の協力による氷割及び河道清掃等、道路側溝及び排水溝などの流下能力確保に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、町民等の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

2 予防対策

(1) 河川等の予防対策

河川管理者は、河川が積雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者及び河川の上流部に集積してある木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(2) ダム、貯水池等の予防対策

ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分に行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び町民等への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

(3) なだれ等対策

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、町民等、児童・生徒及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(4) 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

(5) 広報活動

町及び防災関係機関は、融雪出水に際し、町民等の水防に対する協力が十分に得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第10節 土砂災害予防計画

土砂災害から町民等の生命及び財産を保護するため、土砂災害の発生する危険性の高い土地についての情報を的確に町民等に伝え、町民等と行政が協力して災害の未然防止を図るための予防計画は、次に定めるところによる。

1 現況

本章第5節「重要警戒区域及び整備計画」による。

2 予防対策

町及び関係機関は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や町民等への周知や土砂災害にかかる避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

(1) 当別町

- ア 防災計画において、土砂災害警戒情報と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、町民等の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。
- イ 防災計画において、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等に関する事項について定めるものとする。
- ウ 防災計画において、警戒区域内に主として要配慮者等が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- エ 防災計画に基づき土砂災害に関する情報の伝達、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。
- オ 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

(2) 北海道

- ア 土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれのある土地の利用状況その他の事項に関する調査を行い、その結果を町長に通知するとともに公表するものとする。
- イ 急傾斜地の崩壊のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれのある土地の利用の状況に関する調査を行い、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、町民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示するものとする。
- ウ 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ町民等の生命及び身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」として指定するときは、当該指定する旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を公示するものとする。
- エ 道は、町長に対して警戒区域等の公示事項等を記載した図書を送付し、町の地域防災計画に警戒

区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるように指導するものとする。

オ 特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性確保の確認、又は建築物に対する移転等の勧告を行うものとする。

カ 特別警戒区域内の住宅移転及び建築の制限などの指導を行うものとする。

キ 大雨による土砂災害発生急迫した危険が高まったときに、町が防災活動や町民等への避難指示等の発令を適時適切に行えるよう、また、町民等の自主避難の参考となるように気象庁と共同して土砂災害警戒情報を作成・発表し、町長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

ク 重大な土砂災害（地すべり）の急迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行う。調査の結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したときは、町が避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、土砂災害緊急情報を通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

(3) 北海道開発局

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水又は火山噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険等が認められる場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に町民等の避難指示の判断等を行えるよう重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を通知するとともに、町民等に周知するため必要な措置を講じるものとする。

3 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地崩壊による土石流の災害発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道、関係機関

道及び関係機関は、町民等に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。

(2) 当別町

町は、土砂災害警戒区域等の町民等に対し、町民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図り、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂・湧水・噴水、濁り水）の報告を求める。

4 土砂災害の警戒区域及び避難場所

土砂災害警戒区域は、本章第5節「重要警戒区域及び整備計画」のとおりである。

また、警戒区域指定に伴う近くの避難所については、下記のとおりである。

警戒区域	避難場所
スウェーデンヒルズ地区	高岡会館、西当別中学校、スウェーデンヒルズゴルフ倶楽部、獅子内会館
金沢地区	当別高校、当別町総合体育館、北海道医療大学
茂平沢地区	ハッピーバレーゴルフクラブ札幌、みどり野会館、石狩平原カントリークラブ
中小屋地区	旧中小屋小学校、中小屋会館

5 土砂災害警戒情報の伝達

大雨警報（土砂災害）、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、町が防災活動・避難指示等の判断や、町民等の自主避難の判断の参考となるよう、北海道石狩振興局と札幌管区気象台が共同で作成し、市町村ごとに発表する。

伝達は、「第3章防災体制・第4節気象業務に関する計画」により行う。

6 避難措置

(1) 町は、今後の気象予報や土砂災害危険個所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、以下の基準により避難指示等を発令する。

避難指示等				気象警報等	
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	種類	
○避難情報の発令対象区域 ・土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。 ○土砂災害警戒区域等の詳細 (1)土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」 (2)土砂災害危険箇所 (3)その他の場所	5	緊急安全確保	(災害が切迫) ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 (災害発生を確認) ・土砂災害の発生が確認された場合	大雨特別警報（土砂災害）	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
	4	避難指示	・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	土砂災害警戒情報	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
	3	高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	大雨警報（土砂災害）	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
・大雨注意報が発表された場合には、防災気象情報入手し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。				大雨注意報	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
(注) 土砂災害の危険度分布とは「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめた呼称です。				早期注意情報（警報級の可能性）	—

(2) 避難指示等の発令にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- イ 避難指示等を発令する区域を特定する際には、土砂災害警戒情報に係る危険度分布等にも留意すること。
- ウ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、広域的な状況把握に努めること。
- エ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

7 土砂災害による被害軽減対策

町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、次の方法で町民等に周知するよう努める。

- (1) 平常時の防災意識高揚を促す方法
 - ア 土砂災害情報を記載した平面図の作成・公表
 - イ 土砂災害に対して警戒を要する区域であることの明示
 - ウ 過去の土砂災害に関する情報の提供
 - エ 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供
 - オ 土砂災害ハザードマップの作成・配布
 - カ 簡易雨量計や警報装置等の整備
- (2) 緊急時の警戒・避難を促す方法
 - ア 雨量情報等の気象情報の提供
 - イ 避難準備情報、避難指示等の伝達

8 孤立等防止対策

町は、土砂災害等により道路網が寸断され孤立する恐れがある地域では、災害時において最低限の安全度を確保できるように、防災施設の整備、情報伝達システムの複数化などの通信の代替確保を図るとともに、関係機関と連携して避難・救護活動に利用可能な道路等の整備に努める。

第11節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するために必要な計画は、次のとおりとする。

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

- (1) 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれがある区域において、建造物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度を活用するなど、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- (2) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示したハザードマップを作成・公表する、また、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第12節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して町民等の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することにある。

なお、具体的な計画については、資料13「石狩北部地区消防事務組合消防計画」に定めるところによる。

1 消防体制の整備

(1) 石狩北部地区消防事務組合消防計画の充実

石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、消防の任務を遂行するため、当別町地域防災計画の内容を踏まえ、災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

(2) 火災防御対策

石狩北部地区消防事務組合の作成する消防計画の内容は、火災予防及び火災防御を中核とした消防業務計画とし、さらに消防機関が火災以外の災害の防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期す。

(3) 消防の対応力の強化

町及び石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

2 消防力の整備

石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設及び人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

3 消防職員及び消防団員の教育訓練

石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、石狩北部地区消防事務組合当別消防署及び北海道消防学校において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

4 広域消防応援体制

石狩北部地区消防事務組合は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第31節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、北海道及び国へ応援を要請するものとする。

【参考】資料14「消防組織の現況」、資料15「消防車両等の現況」、資料16「消防水利施設の現況」

第13節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

災害時において町民等の生活を確保するため、食料その他の物資の確保及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材の整備に努めるとともに、地域内備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ備蓄量の把握に努める。なお、その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

ア 町は、資料17「当別町防災備蓄計画」を策定し、大規模災害時に家屋の倒壊・消失等により避難した町民等に救援物資が到達するまでの間、避難所において最低限必要な食料、生活必需品及び行政の応急対策要員用の物資を選定し、計画的な備蓄に努める。

イ 町は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

【参考】資料18「災害時における応急生活物資の供給等に関する相互協定先一覧」

ウ 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、町民等に対し、「最低3日間、推奨1週間分」の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材及び備蓄倉庫の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具、燃料等の整備に努める。なお、町の防災資機材の備蓄場所は次のとおりである。

	備蓄場所	所在地
防災拠点	当別町役場防災倉庫	当別町白樺町58番地9
	当別町総合保健福祉センター防災倉庫	当別町西町32番地
	当別消防署	当別町錦町351番地
	太美町污水处理センター	当別町太美町1453番地7
指定避難所	当別町総合体育館	当別町白樺町2792番地
	旧当別小学校	当別町元町102番地
	とうべつ学園	当別町下川町125番地
	西当別コミュニティーセンター	当別町太美町22番地7
	西当別小学校	当別町太美町1481番地
	西当別中学校	当別町獅子内5134番地1
	北欧の風道の駅とうべつ	当別町当別太774番地11

第14節 避難体制整備計画

災害から町民等の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模災害から、町民等の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、町民等が自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- (5) 保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 道及び町は、学校等が保護者との間で災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (8) 道及び町は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (9) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- (10) 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。
道と町は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

2 指定緊急避難場所、指定避難所の確保

町が指定する指定緊急避難場所・指定避難所（以下「避難場所」という。）は、資料19「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」のとおりである。

また、影響の大きい災害に際し、避難町民や被災者を指定避難所に収容しきれない場合に備え、近隣

市町村や民間企業等と協定を締結し、収容能力の確保を図ることとする。

なお、広域一時滞在などにおいて他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

町民等が災害の危険から緊急に逃れるために、災害の種類ごとに指定する。なお、指定緊急避難場所の避難対象地区は、大まかな目安であり、避難対象地区以外からの避難を妨げるものではない。

(2) 指定避難所

避難した町民等や被災者が必要な期間滞在するために指定する。

3 指定避難所の確保及び管理

町は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した者を収容するための指定避難所を予め選定・確保し、整備を図るものとする。

(1) 指定避難所等の選定要件

- ア 救援・救護活動を実施することが可能な地域であること。
- イ 浸水等の被害のおそれがないこと。
- ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- エ 地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質地域であること。
- オ 耐震構造で倒壊・損壊などのおそれがないこと。
- カ その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

(2) 指定避難所の管理

- ア 指定避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
- イ 指定避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
- ウ 休日・夜間等における指定避難所の開設に支障がないようにしておくこと。
- エ 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- オ 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- カ 町は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

4 避難場所、避難施設についての町民及び施設管理者等への周知

町は避難場所の指定を行った際、町民及び学校等の施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図る。

(1) 避難場所等の周知

- ア 避難場所の名称・所在地
- イ 避難対象世帯、施設等の地区割り
- ウ 避難場所への経路及び手段
- エ 避難時の携帯品等注意すべき事項
- オ 洪水時浸水深表示板の設置
- カ 洪水時避難誘導表示板の設置

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法）など
- イ 避難時における知識
安全の確保・移動手段・携行品など
- ウ 避難後の心得
集団生活・避難先の登録など

5 町の避難計画

町は、町民等、特に高齢者、障がい者等の要配慮者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、予め避難計画を策定する。

また、避難指示等の発令に先立ち、町民等に対して避難準備を呼びかけるとともに避難に時間を要する者（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者避難を開始する「警戒レベル3 高齢者避難」等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集で

きる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から町民等への周知徹底に努める。

なお、これら避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップ等の普及・浸透を図る。

また、気象警報、避難情報等を町民等に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、「避難先として安全な親戚、知人等宅も選択肢であること」、「警戒レベル4避難指示」で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(1) 避難計画

町の避難計画は、次の事項により作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者等を速やかに避難誘導するため、町民等、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

ア 避難指示等を行う基準及び伝達方法

イ 避難場所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否

ウ 避難場所への経路及び誘導方法

エ 避難場所を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難場所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

カ 避難場所の管理に関する事項

キ 避難に関する広報

(2) 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所

イ 経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

カ 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法

(3) 避難所運営

避難所運営において、市町村は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種応援対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備する際には、個人情報取り扱いや、停電時に備えた非常電源の確保には十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第15節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これらの要配慮者の安全の確保を図るため、町民等、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 当別町

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ア 地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取り扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち重要事項を地域防災計画に定める。

イ 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援をする者について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要配慮者の同意を得られた場合に、消防機関、警察、民生委員、医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

オ 個別避難計画の作成

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

カ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者の同意が得られない場合は実施しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

キ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

ク 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設、保健センター等の施設や指定避難所の一部の施設を活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

ケ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(2) 北海道

道は、町及び社会福祉施設等の管理者と一体になって、広域的な視点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

ア 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や町民等による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、町に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めていく。

イ 防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などを、町と連携して「手引き」などによる啓発を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

ウ 指定福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、町における指定福祉避難所の指定促進を支援する。

エ 災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受け入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

オ 避難行動要支援者等の要配慮者の情報提供

町の求めに応じて、道が保有する避難行動要支援者等の要配慮者の情報を提供する。

(3) 社会福祉施設等の対策

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間及び他の施設・町民等・ボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するな

ど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の協力連携の強化に資するため、緊急連絡体制の整備に努める。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施するよう努める。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 援助活動

町、避難支援等関係者、町内会（自主防災組織）及び道は、避難行動要支援者等の早期発見等に努めるとともに、避難行動要支援者等の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 当別町

ア 避難行動要支援者の確認・早期発見

町は、災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者等の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

イ 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者等を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(ア) 避難所への移動

(イ) 医療機関への移送

(ウ) 施設等への緊急入所

ウ 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者等の優先的入居に努める。

エ 在宅者への支援

町は、避難行動要支援者等が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

オ 応援依頼

町は、救援活動の状況や避難行動要支援者等の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

(2) 北海道

道は、避難行動要支援者等及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県や市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に町において福祉避難所を開設した場合、町の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

3 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

(1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実

(2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

4 要配慮者利用施設

社会福祉施設等その他の主として高齢者・障がい者等の防災上配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）は、別表のとおりとする。

(別表) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に位置する要配慮者利用施設一覧表

No.	施設名	所在地	施設種類
1	特別養護老人ホーム当別長寿園	太美町 1488 番地 19	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
2	特別養護老人ホーム長寿の郷	太美町 1488 番地 18	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
3	養護老人ホーム長寿園	太美町 1488 番地 274	養護老人ホーム
4	介護老人保健施設愛里苑	ビトエ 2200 番地 1	介護老人保健施設・短期入所療養介護
5	有料老人ホームらくら当別	太美町 2343 番地 39	特定施設入居者生活介護
6	グループホームらくらの家・ふとみ	太美南 818 番地 62	認知症対応型共同生活介護
7	パークアベニューとうべつ	西町 36 番地 8	サービス付き高齢者向け住宅
8	とうべつりっか	幸町 51 番地 31	サービス付き高齢者向け住宅
9	にわとこ	末広 5248 番地 8	サービス付き高齢者向け住宅
10	小規模多機能型居宅介護さくら	弥生 2 番地 1	小規模多機能型居宅介護
11	愛里苑通所リハビリテーション	ビトエ 2200 番地 1	通所リハビリテーション
12	当別町デイサービスセンター	西町 32 番地 2	通所介護
13	勤医協当別デイサービスふきのとう	末広 118 番地 52	通所介護
14	ひまわり健康倶楽部	春日町 97 番地 1	通所介護
15	デイサービスセンターふくろうの森	幸町 51 番地 31	地域密着型通所介護
16	デイサービス らくらふとみ	太美町 2343 番地 39	地域密着型通所介護
17	デイサービスセンター結	太美町 1488 番地 274	地域密着型通所介護
18	共用型デイサービス らくらの家・ふとみ	太美南 818 番地 62	認知症対応型通所介護（共用型）
19	生活介護事務所「にょきにょき」	弁華別 429 番地	生活介護
20	高岡アクティビティ	高岡 1813 番地 1	生活介護
21	短期入所施設 anemone	春日町 94 番地 22	短期入所
22	子ども発達支援センター	西町 32 番地 1	児童発達支援・放課後等デイサービス
23	放課後等デイサービスセンター「amaririsu」	六軒町 70 番地 18	児童発達支援・放課後等デイサービス
24	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 「グループホームつくし」	元町 493 番地 26	共同生活援助
25	清瀬マンション	春日町 94 番地 22	共同生活援助
26	グループホーム「ゆうゆうのいえ」	太美町 1488 番地 280	共同生活援助
27	Farm Agricola	弥生 52 番地 11	就労継続支援（A 型）
28	U-Garden	弥生 51 番地 38	就労継続支援（A 型）
29	当別町共生型コミュニティ農園「ぺこぺこ のはたけ」	太美町 1481 番地 6	就労継続支援（B 型）
30	Largo	園生 54 番地 29	就労継続支援（B 型）
31	PAWROOM	太美町 1486 番地 24	就労継続支援（B 型）
32	当別町地域活動支援センター「つくしの郷」	末広 2 番地 1	地域活動支援センター
33	認定こども園当別夢の国幼稚園	北栄町 20 番地 1	認定こども園
34	認定こども園おとぎのくに	太美町 1480 番地 8	認定こども園
35	とうべつ学園	下川町 125 番地	義務教育学校
36	西当別小学校	太美町 1481 番地	小学校
37	西当別中学校	獅子内 5134 番地 1	中学校
38	当別子どもプレイハウス	下川町 125 番地	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
39	西当別子どもプレイハウス	太美町 1481 番地	放課後児童健全育成事業の用に供する施設

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害時に積雪・寒冷による被害を軽減するための計画は、次のとおりである。

1 積雪対策

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立されることから、町及び防災関係機関は、相互連携協力して実効のある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国・道・町の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を作成する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るため道路整備を推進する。

イ 道路管理者は、地吹雪、雪崩等による交通障害を予防するため、防雪柵、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町・道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備

町・道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

4 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

(2) 避難所対策

避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結など

により、必要な台数の確保に努める。

なお、町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

(3) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第17節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP: Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定及び策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時及び非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

《各部》

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため必要な災害情報、被害状況報告等の収集、通報及び伝達については、本計画の定めるところによる。

1 平常時の情報交換及び情報伝達体制の整備

- (1) 町、道及び防災関係機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を相互に交換するものとする。
- (2) 町、道及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報の収集が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達ができるよう必要な体制の整備を図るものとする。
また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

2 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが所有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報伝達手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムの多重化などに努める。

(1) 町の災害情報等の収集及び連絡

- ア 町は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を石狩振興局長に報告する。
なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。
- イ 町は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

3 災害等の内容及び通報の時期

(1) 防災関係機関への通報

- ア 災害対策本部を設置したときは、対策本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び防災関係機関へ通報する。
- イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

- 町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。
 - ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
 - イ 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・対策本部を設置した時直ちに
 - ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで
随時
 - エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 国への報告

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

4 被害状況報告

災害が発生した場合、町は、別に定める資料20「災害情報等報告取扱要領」に基づき石狩振興局長に報告するものとする。

ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）が発生した場合、第1報については、消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁長官に報告するものとする。

また、町は、通信の途絶等により石狩振興局長に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

被害状況等の報告

区分 回線	平日（9:30～18:15） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室（消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
北海道総合行政 情報ネットワー ク（道防災無線）	6-048-500-90-49013 6-048-500-90-49033 （FAX）	6-048-500-90-49102 6-048-500-90-49036 （FAX）

※北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。

5 気象予報（注意報含む。）、警報、情報等の収集伝達計画

(1) 気象情報の伝達系統及び方法

気象情報は、電話、無線、ファクシミリその他、最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

ア 札幌管区気象台が発表する気象等に関する特別警報・警報・注意報は、第3章第4節「気象業務に関する計画」により伝達する。

イ 気象予報（注意報含む。）、警報及び情報等は、通常の勤務時間中は総務部危機対策課が受理統括する。

ウ 勤務時間外は、守衛が受理する。

エ 気象予報（注意報を含む。）、特別警報・警報及び情報等を受理した場合、警報又は災害に繋がると予想される注意報については、受理者である危機対策課長は、速やかに関係部課長等に連絡するものとする。

オ 連絡を受けた関係部署においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体、学校等に対して、気象予報（注意報含む。）、特別警報・警報及び情報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

カ 守衛が、気象予報（注意報含む。）、特別警報・警報及び情報等を受理した場合、次に掲げる気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等について速やかに危機対策課長に報告し、災害へと繋がると予想される場合は、関係部署に連絡するものとする。

- (ア) 特別警報～大雨、暴風、大雪、暴風雪
- (イ) 気象警報～暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪
- (ウ) 前号の各予警報に伴う被害情報
- (エ) その他特に重要と認められる各種注意報

第2節 災害通信計画

《各部》

災害時における災害情報の円滑な伝達の確保を図るための通信手段については、本計画の定めるところによる。

1 通信手段の確保

町、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、道及び町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、N T T東日本株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2 電話の優先利用

通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用する。

3 公衆通信設備以外の通信手段

公衆回線の途絶又は輻輳の発生により公衆網による通信が困難な場合は、通信ルートの設定、災害時に所要の通信を確保するための行動・作業等について定めた資料2 1「当別町非常通信対応マニュアル」に基づき通信するものとする。

4 通信途絶時等における措置

町は、公衆通信設備その他各通信系をもって、通信途絶により通信を行うことができない又は著しく困難である場合は、通信の確保を図るために次の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道総合通信局へ要請

ア 要請の内容

(ア) 移動通信機器、移動電源車の借り受け

(イ) 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

イ 要請手続の方法

(ア) 移動通信機器の借受を希望する場合

- a 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- b 借受希望機種及び台数
- c 使用場所
- d 引渡場所及び返納場所
- e 借受希望日及び期間

(イ) 移動電源車の借受を希望する場合

- a 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- b 台数
- c 使用目的及び必要とする理由
- d 使用場所
- e 借受期間
- f 引渡場所

(ウ) 臨機の措置による手続きを希望する場合

a 早急に免許又は許可等を必要とする理由

b aに係る申請の内容

ウ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

(2) 連絡員の派遣

車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭に連絡を行う。

第3節 災害広報計画

《総務部、企画部、福祉部》

災害対策本部が設置されたときにおける報道機関、関係機関及び町民等に対する災害情報の提供及び広報活動は、本計画に定めるところによる。

1 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、町民等に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関することや要配慮者等に必要な情報について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、災害現場における住民懇談会等によって、町民等及び被災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策に反映させるものとする。

2 災害情報の収集要領

災害情報の収集、記録については、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の要領によって収集するものとする。

- (1) 町による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 国、道、報道機関その他関係機関の取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じた職員の派遣による資料の収集

3 災害情報の発表及び広報の方法

(1) 発表責任者

総務部長は、本部長の承認を得て報道機関への災害情報の発表及び町民等に対する災害情報の提供並びに広報活動を実施するものとする。

(2) 町民等及び被災者に対する広報の方法及び内容

ア 町民等及び被災者に対する広報活動は、災害の状況を見極めながら次の方法により行うものとする。

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の利用
- イ 広報誌、チラシ類の印刷物の利用
- ウ 広報車両の利用
- エ 電話・文書等による自主防災組織への連絡
- オ インターネット・SNS、町ホームページの利用
- カ メール配信
- キ 自動販売機を活用した文字情報システムの利用

イ 町民等及び被災者に対する広報事項は、次のとおりとする。

- ア 災害の状況に関する情報
- イ 避難に関する情報
 - a 避難指示に関すること
 - b 避難所の開設に関すること
 - c 避難経路に関すること
- ウ 応急対策の状況に関する情報
 - a 救護所の開設に関すること
 - b 交通機関、道路の復旧に関すること
 - c 電気、水道等の復旧に関すること
- エ その他町民生活に必要な情報
 - a 給水、給食に関すること
 - b 電気、ガス、水道による二次災害の防止に関すること

- c 防疫に関すること
- d 臨時災害相談所等に関すること
- e その他必要な情報

(3) 報道機関に対する情報発表等の方法

収集した被害状況、災害情報は、状況に応じ報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 町民等に対する避難指示及び解除などの状況
- カ 町民等及び被災者に対する注意事項等の協力要請事項

(4) 対策本部員に対する広報

総務部長は、災害状況の推移を対策本部員に周知し、各部に対し措置すべき事項及び伝達事項を連絡するものとする。

(5) 関係機関に対する広報

総務部長は、必要に応じて防災関係機関、公共団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供するものとする。

4 被災者相談所の開設

本部長は、被災者を援護するため、災害の状況により必要と認めるときは、被災者相談所を設けるものとする。

5 災害時における記録写真

災害時における記録写真の撮影は、総務部政策広報班が消防、各関係機関及び各部と相互協力して行うものとする。

なお、各部は所管する応急対策について、写真撮影による記録保存に努める。

6 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、町民等への広報を実施する。特に、町民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信、消防等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を町民等に応報するとともに、災害対策本部に対し情報の提供を行う。

7 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第4節 応急措置計画

《各部》

災害時において、町長及び関係機関の長が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

1 応急措置の実施責任

法令上の実施責任者は次のとおりである。実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 町長、町の委員会又は委員、町の区域内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- (2) 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防庁）、ダム管理者等（水防法2条2項及び第4項）
- (3) 消防長、消防署長等（消防法第29条）
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- (6) 北海道知事（基本法第70条）
- (7) 警察官等（基本法第63条2項）
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第80条）

2 町等の実施する応急措置

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、次に掲げる応急措置を速やかに実施するものとする。

- (1) 警戒区域の設定（基本法第63条、第73条）
 - ア 町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民等の生命身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。
 - イ 警察官は、町若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに警戒区域を設定した旨を町に通知することとする。
 - ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合において、自衛官は、直ちにその旨を町に通知するものとする（「第30節自衛隊派遣要請計画」による）。
 - エ 町は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。
 - オ 町は、町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。
 - カ 知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町に代わって警戒区域を設定することとする。
- (2) 他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第64条第1項）
 - ア 町は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用若しくは収用するものとする。

この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとるものとする。

 - (ア) 名称又は種類
 - (イ) 形状及び数量
 - (ウ) 所在した場所
 - (エ) 処分の期間又は期日

(オ) その他必要な事項

イ 損失補償（基本法第82条）

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(3) 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項～第6項）

町は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとるものとする。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

ア 町は、当該工作物等の占有者に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示するものとする。（基本法施行令第25条、第26条）

イ 町は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手段を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管するものとする。（基本法施行令第27条）

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用し、所有者より徴収する。

エ 保管した工作物等を返還するため、公示の日から起算して6ヵ月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

(4) 他の市町村等に対する応援の要請等（基本法第67条）

ア 町は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

イ 町は、他の市町村長から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。

ウ 応援に従事する者は、応援措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(5) 北海道知事に対する応援の要請（基本法第68条）

町は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

(6) 町民等に対する緊急従事指示等（基本法第65条）

ア 町は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該地域の町民等又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させることができる。

イ 町、消防団及び消防署は、水防のためやむを得ない必要があるときは、町の地域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）

ウ 消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第1項第5号）

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場附近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10）

オ 町は、アからエまでにより、町の地域内の町民等又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第1項）

3 災害救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急活動は、本章第36節「災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第5節 動員計画

《各部》

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための本部職員の動員体制、伝達系統及び方法並びに連絡責任者は、本計画に定めるところによる。

1 配備基準

町災害対策本部の非常配備基準は、本計画第3章第3節「当別町災害対策本部」のとおりである。また、災害の発生規模及び特性に応じ、基準により難いと認められる場合は、臨機応変の配備態勢を整えるものとする。

2 動員の方法

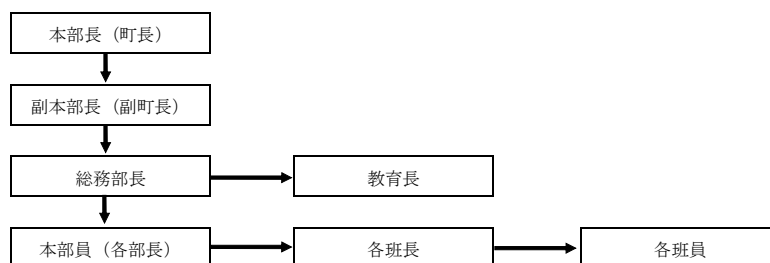
- (1) 総務部長は、本部長の非常配備決定に基づき本部員（各部長）に対し、本部の設置及び非常配備を通知するものとする。
- (2) 各部長は、(1)の通知を受けたときは、各班長に対し、当該通知の内容を通知するものとする。
- (3) 各班は、各部長から(2)の通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。
- (4) 各部長は、あらかじめ部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底するものとする。
- (5) 対策本部が設置されない場合における職員の動員等は、本計画の定めに基づいて行うものとする。

3 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

(1) 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

- ア 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、本部長の指示により総務部長は、各部長に通知するものとする。
- イ 各部長は、速やかに所属職員に通知するとともに指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

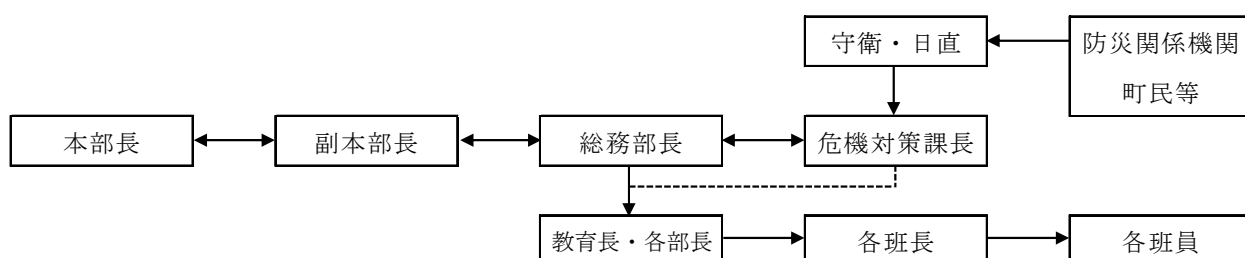
【勤務時間内の伝達系統】



(2) 勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

- ア 守衛者は、次の情報を受けた場合は直ちに本部危機対策班長（危機対策課長）に連絡するものとする。
 - (ア) 気象警報等が石狩振興局等から通報された場合
 - (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
 - (ウ) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、前号の例による。

【勤務時間外の伝達系統】



4 職員の非常登庁（勤務時間外、休日等）

- (1) 町職員は、勤務時間外又は休日等に災害が発生し、若しくは発生のおそれがあると判断した場合は、速やかに登庁するものとする。
- (2) 災害により、道路、橋梁等が損壊し、指定された所属勤務場所への参集が不可能なときは、次の施設に参集し、指示を受けるものとする。
 - ア 西当別コミュニティーセンター
 - イ その他各対策部（班）にて、災害応急対策上拠点となる施設。その場合には、各部（班）のマニュアルにて参集場所及び参集状況の把握を定めておくこととする。
- (3) 平常時における病弱者、肢体不自由者等で応急活動を実施することが困難であると本部長が認めたもの又は災害発生時において急病、負傷等で参集が不能となったものは、動員対象から除外する。
- (4) 各部長は、あらかじめ職員非常連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底するものとする。

5 動員（非常登庁）時の留意事項

災害発生と同時に職員は、次の要領で自動的に行動を開始するものとする。

- (1) 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。
- (2) 動員時の服装・携行品

応急活動に適した服装とし、水・食料（3日分）、筆記用具、帽子、手袋、タオル、懐中電灯、携帯電話、ラジオ等その他必要な用具をできる限り携行する。
- (3) 動員途上の緊急措置

動員途上において、災害あるいは人身事故等に遭遇したときは、近くの消防又は警察機関等へ通報連絡するとともに適切な措置をとること。
- (4) 動員途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に医療機関、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、別紙様式第1号「職員参集状況報告書」により、所属の部（班）長へ詳細を報告するものとする。
- (5) 動員状況の把握

各部長は、職員の動員状況について、別記様式第2号「職員参集受付簿」及び別記様式第3号「職員等安否確認調査票」によりその内容を記録し、総務部総務班へ報告するものとする。

総務部総務班は、各部の報告に基づき、別記様式第4号「職員参集状況集計表」を作成し、本部へ報告するとともに、安否確認を引き継ぐものとする。
- (6) 動員後の配備と任務分担

各部長は、任務分担について事前に行動マニュアルを定め、平常時から個人の任務内容を徹底するものとする。
- (7) 配備体制確立の報告

各部長は、本部長の指示に基づき職員を配備したときは、直ちに総務部長を通じて本部長に報告するものとする。

6 応援要請

各部班の職員が不足する場合は、当該部長は総務部長を通じて本部長に対し他部（班）からの応援要請を行うことができる。

また、災害応急対策又は災害復旧のため、本部長が必要と認める場合は、指定地方行政機関等の長に対して、当該指定及び地方行政機関等の職員の派遣を要請するものとする。要請の手続き及び派遣職員の身分取扱等については、本章第32節「職員応援派遣計画」に定めるところによる。

第6節 避難対策計画

《総務部、企画部、住民環境部、福祉部》

災害時において町民等の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難に関する措置は、次のとおりである。

1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）くずれ、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要が認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

町は、町民等の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

(1) 町長（基本法第60条、水防法第29条）

町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、町民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立ち退き指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

エ 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、効果的な伝達手段を活用して、対象地域の町民等に迅速、かつ、的確に伝達する。

(2) 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

町長が立退指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退指示、立退き又は近隣の安全な場所への待機や屋内安全確保の指示等を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退きについて指示することができる。その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

また、災害による危険が急迫したときは、警察官はその場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨を報告するものとする。

(3) 北海道知事又はその命を受けた道の職員（基本法60条・第72条、水防法第29条・地すべり防止法第25条）

ア 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水又は地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は、洪水又は地すべり等以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、指定避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

ウ 石狩振興局長は、町長からの避難のための立退き先の指示及び指定避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、町長から遠距離、その他の理由による必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、北海道地域防災計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。

(4) 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合にお

いて、町長、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない（「第30節自衛隊派遣要請計画」による）。

- ア 町民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物の除去等（基本法第64条第8項）
- オ 町民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

2 避難措置における連絡及び協力

(1) 連絡

町長、知事（石狩振興局長）、北海道警察本部長（札幌方面北警察署長）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合は、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 協力、援助

札幌方面北警察署長は、町長が行う避難の指示について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

3 避難指示等の発令基準

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

高齢者等（避難を完了させるのに時間を有する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。

高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなどの普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇の恐れがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(2) 避難指示（警戒レベル4）

危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

(3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全が確保されるとは限らない。

警戒レベル	町民等がとるべき行動	町民等に避難を促す情報 避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	洪水・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

4 避難指示等の周知

避難実施責任者は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に町民等に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、対象地域の町民等に対して速やかに次の事項についての周知徹底を図るものとする。

(1) 指示事項

- ア 避難指示等の理由及び内容

- イ 避難場所等及び経路
- ウ 火災、盗難の予防措置等
- エ 携行品等その他の注意事項
 - (ア) 避難後の戸締り、火気の始末を行う。
 - (イ) 必要に応じた家屋の補強と、家財道具類を安全な場所へ移動する。
 - (ウ) 携行品は限られたものにする。（食糧、水筒、タオル、ティッシュ、着替え、救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等）
 - (エ) 服装は軽装とし素足は避け、帽子、頭巾、雨合羽又は防寒用具を携行する。
- (2) 伝達方法

避難指示等の伝達は、避難信号、ラジオ、テレビ等の放送機関、電話、広報車、町ホームページ、携帯端末の緊急エリアメール等あらゆる手段を利用して、迅速かつ正確に実施するものとする。

 - ア 避難信号による伝達

当別町水防計画に定める「水防信号」により伝達する。
 - イ 放送機関による伝達

NHK、民間放送局等に避難指示等を行った旨を通報し、関係町民に対する周知事項を提示して、放送の依頼をする。
 - ウ 電話による伝達

電話により自主防災組織、防災関係機関、民間企業等に通報する。
 - エ 広報車による伝達

町広報車、消防車両、警察車両等を利用し、関係地区を巡回して伝達する。
 - オ 伝達員による伝達

自主防災組織、消防団員、対策本部の配備要員等により、個別に伝達する。
 - カ その他情報媒体による伝達

町ホームページ、携帯端末の緊急エリアメール等により情報を配信する。

5 避難方法

(1) 避難誘導

ア 避難誘導者

避難誘導は、町職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた者がこれにあたり、人命の安全を第一に、円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を町民等がとれるよう努めるものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民等に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

イ 避難の順位

避難にあたっては、自主防災組織と連携のもと要配慮者を優先的に避難させるものとする。

ウ 避難路の決定

避難路の選定にあたっては、火災、落下物、路面陥没、がけ崩れ、地すべり、雪崩、破堤等の危険がないことを確認して誘導するものとする。

(2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力の避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両等によって行うものとする。

イ 被災地が広域で大規模な避難、立退移送を要し、町において措置できないときは、町は他の市町村や道に対し応援を求める。

6 避難路及び避難場所等の安全確保

町民等の避難に当たっては、町職員、警察官、消防職員・団員その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

7 避難所の指定

避難指示等については、災害の状況等を判断し、次に定める指定緊急避難場所及び指定避難所のうち、最も安全にして速やかに収容可能な施設等を指定するものとする。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害時にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所である。

(2) 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した町民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった町民等を一時的に滞在させるための施設である。

8 指定避難所の確保

町は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を選定するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として確保する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

【参考】資料18「災害時応援協定一覧」

9 指定避難所の開設

(1) 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル棟を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して親戚や友人の家等への避難を促す。

(3) 町は、避難所を開設する場合にはあらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

(4) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(5) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

(6) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(7) 避難所において収容人員を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

10 指定避難所等の管理・運営

- (1) 各避難所の運営は、避難者自身による自主組織で運営することを基本とし、町職員、施設職員、ボランティアの協力のもと、当別町避難所運営マニュアル（資料22）に基づき運営するものとする。
- (2) 町は、避難場所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (3) 町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に必要な対策を講じるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や町、医療・保健関係者は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難支援生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (4) 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町における助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。
- (5) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (7) 町は、指定避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、医療機関、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (8) 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (9) 町及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (10) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対策の周知、冬期間の寒さの対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

- (11) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- (12) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (13) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (14) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や医療機関

への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講ずる。

11 北海道（石狩振興局）及び関係機関に対する報告

- (1) 町長が、避難指示等を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して知事（石狩振興局長）に報告するものとする。
 - ア 発令者
 - イ 発令日時
 - ウ 発令理由
 - エ 避難の対象区域
 - オ 避難先
- (2) 町は、避難所を開設したときは、避難所責任者からの情報連絡に基づき次の事項を記録して、知事（石狩振興局長）に報告するものとする。
 - ア 避難所の開設日時、場所及び施設名
 - イ 開設期間の見込み
 - ウ 収容状況、収容人員
 - エ 炊き出し等の状況
- (3) 避難指示等及び避難所を開設した場合は、警察署その他関係機関に連絡し、避難者等の安全確保のため適切な措置ができるよう協力を求めるものとする。

12 広域避難

- (1) 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議を行うことができるものとする。
- (2) 道内における広域避難
 - ア 町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合は、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。
- (3) 道外への広域避難
 - ア 町は、他の都府県への広域的な避難等が必要であると判断した場合は、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
 - イ 道は、町からの協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。
 - ウ 道は、町からの求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
 - エ 町は事態に照らし緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で自ら他の市町村に協議することができるものとする。
- (4) 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (5) 関係機関の連携
 - ア 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

 - ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
 - イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
 - ウ バスなど被災者の移送手段の確保
 - エ 広域避難についての被災者の意向の把握
 - オ 被災者の希望を踏まえた施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
 - カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
 - キ 広域避難先での継続的な支援

イ 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第7節 救助救出計画

《石狩北部地区消防事務組合（当別消防署）》

災害によって生命、身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、石狩北部地区消防事務組合当別消防署をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携をもとに実施する。

また、町民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 実施責任

(1) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

石狩北部地区消防事務組合消防計画に定めるところにより、救助救出を実施する。

(2) 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

(3) 自衛隊

「第30節自衛隊派遣要請計画」による。

(4) 北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

2 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

救助機関は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び町民等の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。特に発災当初の72時間は救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 救助救出活動は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態でおおむね次に該当するときに実施する。

ア 火災によって火中に取り残されたとき

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになったとき

ウ 水害によって家屋とともに流され、又は孤立状態になったとき

エ がけ崩れ、地すべり等により生き埋めになったとき

オ 電車、自動車等の大事故が発生して車中に取り残されたとき

第8節 災害警備計画

《総務部、札幌方面北警察署》

災害時に町民等の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するための計画は、次のとおりである。

なお、警察が実施する警戒、警備については、北海道が定める北海道地域防災計画により実施する。

1 災害に関する警察の任務

警察は、関係機関との緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び町民等の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害警備体制の確立

風水害、地震等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部を設置する。

3 応急対策の実施

(1) 災害の予警報

ア 札幌方面北警察署長（以下「警察署長」という。）は、町及び防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平常時より緊密な連絡を取り、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。

イ 警察官は、基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

(2) 事前措置に関する事項

ア 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

イ 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。

(3) 災害時における災害情報の収集に関する事項

ア 災害情報の収集

警察署長は、町長その他防災関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

イ 災害情報の連絡

警察署長は、迅速に災害情報を収集し、必要と認められる場合には、町長その他防災関係機関に連絡するものとする。

4 災害時における広報に関する事項

警察署長は、町民等に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行うものとする。

5 避難に関する事項

(1) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立ち退きの警告又は指示を行った場合は、町長に連絡するものとする。

(2) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立ち退きの警告又は指示を行う場合は、本章第6節「避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の規模、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合におい

て、警察署長は、速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。

- (3) 避難先の誘導を行うにあたり、警察官は、町、石狩北部地区消防事務組合当別消防署等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況に応じて自ら検問所の設置等を行い、遺留財産の保護その他犯罪の予防に努めるものとする。

6 救助に関する事項

警察署長は、町長に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病者の応急的救護並びに遺体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う災害応急活動に協力するものとする。

7 応急措置に関する事項

- (1) 警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。
- (2) 警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行うものとする。

8 災害時における通信に関する事項

警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡体制の確保を図るものとする。

第9節 交通応急対策計画

《総務部、建設水道部》

災害時における道路、航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

(1) 当別町

ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、速やかに被害状況や被害箇所等を把握するものとする。

また、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(2) 北海道公安委員会（北海道警察）

ア 災害時において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(3) 北海道開発局

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限し、交通の確保を図る。

(4) 北海道

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

(5) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にはいない時に次の措置をとるこ

とができる（「第30節自衛隊派遣要請計画」による）。

- ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関の連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続き

知事（石狩振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

ア 確認場所

緊急通行車両の確認は、知事（石狩振興局長）又は警察本部、方面本部、警察署及び検問所で行う。

イ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに資料23「緊急通行車両確認証明書」、資料24「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ウ 緊急通行車両

(7) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- a 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (ウ) 発災前確認手続の普及等
道、町及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

ア 確認手続

(ア) 使用者等の申出

北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

(イ) 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

イ 事前届出制度

(ア) 規制除外車両の事前届け出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届け出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- a 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- b 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届け出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

(4) 放置車両対策

ア 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路が、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、これらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察

等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路及び令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、以下のとおりに区分し、町の緊急輸送道路の路線名等は、資料25「緊急輸送道路一覧及び箇所図」に示す。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中央都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長7,245km）

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地）を連絡する道路（道路延長3,831km）

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路（道路延長243km）

第10節 輸送計画

《総務部、建設水道部》

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、町民等の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うための計画は、次に定めるところによる。

なお、国、道及び町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、輸送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、道及び町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任

基本法第50条第2項に掲げる者が実施する。

- (1) 当別町
災害時における輸送は、町長が防災関係機関の協力を得て行う。
- (2) 北海道運輸局
鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾輸送の調整及び確保を図る。
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社
鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。
- (4) 日本通運株式会社札幌支店
自動車による輸送を実施する。
- (5) 北海道
災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は、第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。
- (6) 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者
北海道運輸局からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

- (1) 当別町
災害時における輸送は、次の各輸送のうち最も適切な方法によるものとする。
 - ア 道路輸送
 - (ア) 町の車両等による輸送
災害時には町の車両を確保し、輸送を実施するものとする。
なお、町の公用車の保有状況は資料26「公用車両保有状況一覧」のとおりである。
 - (イ) 町の車両以外の車両確保
災害の規模等により、町有車両等のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、他の防災機関に応援を要請し、又は民間車両を借上げるものとする。
 - (ウ) 燃料の調達
燃料の確保及び調達は、本章第14節「衣料、生活必需品等物資供給計画」及び本章第15節「石油類燃料供給計画」により行う。
 - イ 人力輸送
災害の状況により車両による輸送が不可能になったときは、人力輸送を行うものとする。
 - ウ 空中輸送
陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、本章第29節「消防防災ヘリコプター等活用計画」及び本章第30節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行うものとする。
- (2) 北海道運輸局

災害応急対策実施責任者から要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその運送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し、運送を命じる等必要な措置を講ずる。

(3) 北海道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者又は船舶運送事業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

(4) 運送事業者等

鉄道事業者及び自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力するものとする。

3 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

(1) 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

(2) 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令簿による損失補償については、各法令で定めるところによる。

第11節 食料供給計画

《総務部、経済部》

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任

(1) 当別町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

(2) 北海道

必要に応じて主要食料の調達及び供給の決定と調整を図る。

(3) 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

2 食料の供給

(1) 当別町

町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について石狩振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、石狩振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

(2) 北海道

知事は、町長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待つとまがないと認められるときは被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、町に支給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに被災市町村への供給にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

(3) 北海道農政事務所

北海道及び町と十分連絡を取りつつ、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

(4) 炊き出し計画

ア 現場責任者

炊き出しを実施する場合、経済部長は、当該対策部員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせるものとする。

イ 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部当別町分区及び各種団体等の協力を得て、給食センター、その他炊き出しが可能な施設等を利用して行うものとする。

なお、町において炊き出しすることが困難な場合は、石狩振興局長に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

ウ 期間

炊き出しの期間は、7日を目標とする。

状況により期間の延長や長期にわたることが予想される場合は、通常配給の切り替えを行うものとする。

エ 給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

(7) 炊き出し給与状況（別記様式第5号）

(4) 炊き出し等による食品給与物品受払簿（別記様式第6号）

オ 費用の限度

救助法の基準による。

3 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第10節「輸送計画」及び本章第28節「労務供給計画」により措置するものとする。

4 食料備蓄の活用

町は、災害時の初期応急対策に対応するため、資料17「当別町防災備蓄計画」に基づいた食料備蓄を活用するものとする。

第12節 給水計画

《建設水道部》

災害により給水施設が被災し、あるいは飲料水が汚染されたことにより飲料水を得ることができなくなった場合の応急給水及び給水施設の応急復旧に関する事項は、この計画に定めるところによる。

1 実施責任

(1) 当別町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、町民等の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ア 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、町民等に広報する。

イ 緊急貯水槽の整備

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽の整備促進に努めるものとする。

ウ 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車等を調達して、給水にあたるものとする。

(2) 北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材のあっせん、給水開始の指導を行う。

(3) 自衛隊

「第30節自衛隊派遣要請計画」による。

(4) 協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

2 給水の実施

町は、災害の発生等で、飲料水の供給ができなくなった場合、別途定めるマニュアルに基づき、応急給水業務に万全を期するものとする。

(1) 給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 給水量の目標

1人1日3リットル

(3) 給水方法

町民等への給水方法は、各対策マニュアルの応急給水計画により、拠点給水、運搬給水及び消火栓などから仮設給水する。

ア 給水拠点場所

(ア) 災害対策本部が指定する避難場所

(イ) 災害対策本部が指定する医療機関

(ウ) その他災害対策本部が指定する場所

イ 受水槽施設者等の利用協力

災害時における飲料水の供給源として、町内の受水槽設置者及び井戸水の保有者に利用協力を要請するものとする。なお、井戸水については、飲料水としての適否について事前に水質検査を行うものとする。

3 応援の要請

災害の規模等によって他市町村又は道に対しても飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

4 給水拠点などの平均保有水量

施設名	所在地	保有水量
景林配水池	上当別2970-7	6,030 m ³

5 運搬給水車両及び資材

町の給水用資機材の保有状況は、資料27「給水用資機材の保有状況」のとおりである。

6 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

ア 飲料水の供給簿（別記様式第7号）

イ 給水関係物資受払簿（別記様式第8号）

第13節 上下水道施設対策計画

《建設水道部》

災害時の上水道及び下水道の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

1 上水道**(1) 応急復旧**

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、町民等に対する水道水の供給に努める。

なお、町単独では十分に応急対策の対応ができない場合は、関係機関等に応援を要請して応急体制を速やかに整備し、応急給水及び上水施設・管路などの応急復旧を計画的に実施する。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等への支援を要請する。

エ 町民等への広報活動を行う。

(2) 広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民等の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知を図る。

2 下水道**(1) 応急復旧**

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等への支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ 処理場への流入水量の増大により、2次被害防止のため、やむを得ずバイパス放流を行う等緊急措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

カ 町民等への広報活動を行う。

(2) 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民等の生活排水に関する不安解消に努める。

第14節 衣料、生活必需品等物資供給計画

《経済部、福祉部》

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 当別町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

ア 物資の調達及び輸送

- (ア) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (イ) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。
- (ウ) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

(2) 北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

なお、町における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たずに物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う事業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分調達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

ア 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

- (ア) 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
- (イ) 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

(3) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

2 物資供給の対象者

- (1) 災害により、住宅の全壊、全焼、流出、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者
- (2) 災害により被服、寝具その他生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と思われる者
- (3) その他供給が必要と認められる者

3 物資供給の要領

被災者の生活を確保するため、災害応急対策実施者が実施する供給物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊飯道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

4 給（貸）与物資の調達

- (1) 町は、世帯構成員別被害状況を把握し、被害の状況に応じた物資調達（配分）計画を作成する。
- (2) 町は、物資の供給に関する協定先及び町内の各衣料品店・日用品取扱店と協議し、調達方法や集積場所をあらかじめ把握して、緊急時に調達するものとする。
- (3) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救助用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、町は、必要に応じ日本赤十字社北海道支部当別町分区を通じ、提供を要請するものとする。
- (4) 地域内において調達が困難な場合、町は、道や近隣市町村に協力を求め、調達するものとする。
- (5) 町は、調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるよう災害用備蓄品を活用する。

5 給（貸）与の方法

町は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成員に応じた、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。なお、支給等に際しては、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮を行う。

- (1) 取扱責任者
物資の供給又は貸与を迅速かつ的確に行うため、各町内会長等の協力を得て取扱責任者を定める。
- (2) 台帳の整備
物資の供給又は貸与に当たっては、その経過を明確に把握しておくため物資受払簿等次に掲げる記録を整備しておくものとする。
 - ア 救助種目別物資受払簿（別記様式第9号）
 - イ 世帯構成員別被害状況（別記様式第10号）
 - ウ 物資購入（配分）計画表（別記様式第11号）
 - エ 物資の給与状況（別記様式第12号）
 - オ 物資給与及び受領簿（別記様式第13号）
- (3) 費用の限定
救助法の基準による。
- (4) 物資の管理
 - ア 確保した物資を管理するため、当別町旧当別小学校に物資管理センターを設置する。
 - イ 物資管理センターに受け入れた物資を管理するため、ボランティア対策本部等に受け入れ作業を要請する。
 - ウ 救援物資の取扱いは、物資の提供を申し出た企業を登録し、必要になったとき供給を要請する。

6 給与又は貸与の期間

救助法の基準によるものとする。

第15節 石油類燃料供給計画

《総務部、経済部》

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 当別町

町は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることとする。

ウ LPGについては、「災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定」により、北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

(2) 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設又は防災関係機関等が所有する移動基地局車や移動電源等の資機材（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は町長等の要請に基づき北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、町等の要請に備え、迅速に調達できるよう、北海道石油業協同組合連合会と連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、政府災害対策本部に対し、道が指定する重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

2 石油類燃料の確保

(1) 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

(2) 知事は、石油等燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋を求めるものとする。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づく協力要請により、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

3 燃料確保の応援協定

「災害時における応急生活物資の協力に関する協定（当別町石油協会）」

「災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定（北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部）」

4 緊急車両等への優先給油の実施

発災後に中核SSにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。

- (1) 緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両
- (2) 規制除外車両事前届出済証を提示した車両
- (3) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
- (4) 自衛隊車両
- (5) 優先給油対象車両証明書を提示した車両
- (6) その他、知事が必要と認めた車両

5 平常時の取組

道は、重要施設等に係る燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟と共有するとともに、重要施設等管理者や町担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。

また、道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等管理者に対し、車両や施設等の燃料を日頃

から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行うとともに、防災関係機関に対して、発災前に緊急通行車両標章の交付及び規制除外車両の事前届出の手続きを行うことができる旨周知を行い、普及を図るものとする。

北海道経済産業局は、陸上自衛隊北部方面隊と連携し、関係機関の協力を得て、災害時における燃料供給のノウハウの更なる拡充等を図るための合同訓練を実施するものとする。

第16節 電力施設災害応急計画

《総務部（関係機関との連絡調整）》

災害時の電力供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 電力施設の状況

町に該当する北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。

- (1) 変電設備
- (2) 送電設備
- (3) 配電設備
- (4) 通信設備

2 北海道供給区域

北海道電力株式会社の供給区域は、北海道一円である。

3 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり次の対策を講ずるものとする。

ア 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢、特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

イ 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡するものとする。

ウ 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

エ 広報

災害時の停電復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS、ラジオ及び報道機関等を通じて速やかに周知をするものとする。

オ 要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。

また、被害の規模により、他電力会社に復旧のための応援部隊派遣を要請するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（石狩振興局長）に要請するものとする（「第30節自衛隊派遣要請計画」による）。

カ 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保及び他電力会社応援部隊の復旧拠点場所について協力を求めるものとする。

キ 応急工事

災害時に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

第17節 医療救護計画

《総務部、福祉部、石狩北部地区消防事務組合（当別消防署）》

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護活動の実施については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

- (1) 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。
また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- (2) 救護班は、医師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - ア トリアージ
 - イ 傷病者に対する応急処置及び医療
 - ウ 傷病者の医療機関への搬送支援
 - エ 災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整
 - オ 助産救護
 - カ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
 - キ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- (5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における心の対応が可能な医師、看護師、臨床心理士等により組織する。
- (6) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - ア 病床者に対する精神科医療
 - イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 医療救護活動の実施

- (1) 当別町

町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、道及び江別医師会その他の関係機関に協力を要請する。また、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

 - ア 医療救護所の設置

医療救護所は、原則として災害により診療機能が麻痺しており救護を必要とする地域の指定避難所に設置するものとするが、災害の状況等によっては、他の公共施設等を使用するものとする。

医療救護所を設置したときは、直ちに当該地域の町民等に周知するものとする。
 - イ 救護班の編成

救護班の編成は、町がその都度決定するが、概ね1班につき医師、看護師、その他補助員をもって組織するものとする。
 - ウ 要請時における通知項目

要請する場合は、次の項目を通知するものとする。

 - (ア) 災害の発生日時、場所、原因及び状況
 - (イ) 出動の時期及び場所
 - (ウ) その他必要な事項
- (2) 北海道
 - ア 救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で、医療救護活動を

必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。

また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

イ 被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。

ウ 災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。

エ 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、災害支援ナース、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣や他都府県等から派遣された災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、保健師等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

オ 必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。

カ 被災者のニーズ等を的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

(3) 災害拠点病院

ア 道の要請により救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療活動を行う。

イ 被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

(4) 協力機関等

ア 一般社団法人江別医師会

町の要請により、町内医療機関等の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

イ 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所

独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

ウ 独立行政法人労働者安全福祉機構

道の要請により、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

エ 日本赤十字社北海道支部

道の要請により、赤十字病院の救護班及びこころのケア班を派遣し、医療救護活動及びこころのケア活動を行う。

なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。

また、日本赤十字社が有する日赤災害医療コーディネートチームは、赤十字病院の救護班及びこころのケア班の必要数、活動エリア及び期間について、道が設置する「保健医療福祉調整本部」と協議、調整を行い、緊密に連携する。

オ その他の公的医療機関の開設者

医療法第31条の規定により公的医療機関の開設者（上記エを除く。）は、道の要請により、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

カ 北海道医師会

道の要請により、救護班（JMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、1の(4)に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

キ 北海道歯科医師会

道の要請により、救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

ク 北海道薬剤師会

道の要請により、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

ケ 北海道看護協会

道の要請により、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。

コ 北海道柔道整復師会

道の要請により、柔道整復師救護班を派遣し、医療救護活動を行う。なお、柔道整復救護班の業務内容は、「災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

サ 北海道エアポート株式会社

北海道エアポート株式会社は、道の要請により、SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）設置に伴う協力を行う。

協力する内容は、「広域搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書」の定めるところによる。

3 輸送体制の確保

(1) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

(2) 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として石狩北部地区消防事務組合当別消防署が実施する。

ただし、石狩北部地区消防事務組合当別消防署の救急車両が確保できないときは、石狩北部地区消防事務組合が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

(3) 自衛隊

「第30節自衛隊派遣要請計画」による。

4 医療機関の状況

町内の医療機関については、資料28のとおりである。

5 医薬品の確保

福祉班における備蓄用品の活用及び町内の医薬品等取扱事業者からの調達とするが、町内での調達が困難な場合は、道又は関係機関に対し斡旋及び提供を要請するものとする。

6 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

(1) 救護班活動状況（別記様式第14号）

(2) 病院診療所医療実施状況（別記様式第15号）

(3) 助産台帳（別記様式第16号）

(4) 医薬品及び衛生材料等物資受払状況（別記様式第17号）

第18節 防疫計画

《住民環境部、福祉部、経済部》

災害時における被災地の防疫は、本計画に定めるところによる。

1 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

(1) 当別町

ア 町は、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。

イ 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

ウ 被災が甚大で町のみで防疫が不可能又は困難なときは、石狩振興局の指導のもと集団避難場所等において町民に対する保健指導等を実施する。

(2) 北海道

ア 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。

イ 町が実施する防疫に関する業務を指導、支援しかつその総合調整を行う。

2 防疫作業班の編成

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、防疫作業班を編成する。防疫作業班は、概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

3 感染症の予防

(1) 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）

イ ねずみ族、昆虫類の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）

ウ 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）

エ 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）

オ 公共の場所の清潔方法に関する指示

カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

(2) 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

ア 検病調査は、滞水地域においては通常2回に1回以上、集団避難所においては、町と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。

イ 関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。

ウ 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

(3) 予防接種

知事は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は町長に実施させるものとする。

(4) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、町長に町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

ア ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生に

ならないよう処分する。

(5) 消毒方法

町は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

ア 被災地の家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。

イ 避難所、感染症隔離病棟（臨時隔離病棟）の便所、その他不潔場所の消毒を1日一回以上消毒する。

(6) ねずみ族、昆虫類の駆除

町は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(7) 生活水の供給

町は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に排水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

(8) 一般飲用井戸等の管理等

飲料水に飲用井戸等を利用している場合において町は、当該井戸等の設置者等に対し北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

4 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他防疫措置を実施するものとする。

5 避難所等の防疫指導

町は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、町内の関係機関等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

石狩振興局の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者であって、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

6 家畜防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施するものとする。

(1) 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

(2) 実施の方法

ア 家畜防疫の実施

(ア) 緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜伝染性疫病防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・

消毒、防疫体制の整備を行う。

(イ) 緊急防疫用資材等の確保

家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

(ウ) 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防疫等

(エ) 家畜衛生車の被災地への派遣

第19節 廃棄物処理計画

《住民環境部》

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第25節「障害物除去計画」による。

1 実施責任

(1) 当別町

ア 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」により近隣市町村及び道に応援を求めるものとする。

イ 被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときには、町長が実施するものとする。

(2) 北海道

ア 石狩振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じて指導・助言を行う。

イ 道は、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあわせ等所要の措置を講ずるものとする。

2 廃棄物の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

(1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例区域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、倒壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、石狩振興局の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

イ 移動できないものについては、石狩振興局の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

ウ 前記ア及びイにおいて埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

第20節 家庭動物対策計画

《住民環境部》

災害時における被災地の家庭動物の取扱については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 当別町

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

(2) 北海道

ア 石狩振興局長は、町が行う被災地における家庭動物の取扱に関し、現地の状況に応じて助言を行うものとする。

イ 道は、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

2 家庭動物の取扱

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第21節 文教対策計画

《教育委員会》

文教施設の被災により、認定こども園、小・中学校、義務教育学校及び高等学校の園児・児童生徒の安全の確保や、通常のエ育活動に支障をきたした場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 学校管理者等

ア 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

イ 児童生徒等の安全確保

(ア) 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

(イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見を努めるとともに、これらの改善を図る。

(2) 当別町・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

2 応急対象実施計画

(1) 施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一部転用などにより授業の確保に努める。

ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

エ 仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場等の建築を検討するものとする。

(2) 教育の要領

ア 災害状況に応じた特別のエ育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別のエ育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

(イ) エ育活動の場所が学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

(ウ) 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校の際は、町民等、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。）

(エ) 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収

容が授業の支障とならないよう留意する。

- (㊦) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいには十分に配慮する。

ウ 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(3) 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

(4) 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあっては道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

ア 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

イ 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

(5) 学校給食等の措置

ア 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校が指定避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒を万全に期すること。

イ 校舎の一部に避難者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

ウ 避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

エ 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び当別町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第22節 住宅対策計画

《建設水道部》

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 当別町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受け実施することができる。

(2) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

2 実施の方法

(1) 避難所

町は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、本章第6節「避難対策計画」により、公共施設等を利用し、指定避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

ア 建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

イ 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

(2) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

(3) 入居者の選定

ア 生活能力が低く、かつ住居の必要度の高いものより順次選ぶものとする。

イ 入居者の選定に当たっては、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等被災者の資力、その他の生活状況を調査の上決定する。

(4) 設置戸数

道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(5) 建設型応急住宅の建設地、構造等

ア 道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

イ 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ウ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

- (6) 費用
救助法及び関係法令の定めるところによる。
- (7) 着工時期
救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、これに準じるものとする。
- (8) 維持管理
知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。
- (9) 運営管理
建設型応急住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
また、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

4 住宅の応急修理

- (1) 対象者
 - ア 住宅が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
 - イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
- (2) 応急修理実施の方法
応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。
- (3) 修理の実施期間
災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
- (4) 修理の範囲と費用
 - ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
 - イ 費用は、救助法及び関係法令に定めるところによる。

5 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国からの補助を受けて整備し入居させるものとする。
 - ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合
 - (ア) 被災地域全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
 - イ 火災による場合
 - (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
- (2) 整備及び管理者
災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地の町に譲渡し、管理は建設地の町が行うものとする。
- (3) 整備管理等の基準
災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。
 - ア 入居者資格
 - (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること
 - (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める額を超えないこと。
 - (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
 - (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
 - イ 構造
再度の被災を防止する構造とする。
 - ウ 整備年度
原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (7) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2／3。ただし、激甚災害の場合は3／4
- (4) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2／5

6 資材及び暖房用燃料の斡旋、調達

- (1) 町は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- (2) 道は、町から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

7 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

8 建設型応急住宅及び住宅応急修理の記録

建設型応急住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

建設型応急住宅台帳（別記様式第18号）

住宅応急修理記録簿（別記様式第19号）

第23節 被災宅地安全対策計画

《総務部、建設水道部》

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、2次災害を軽減、防止し町民の安全を図る計画は、本計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報を勘案し、危険度判定の実施を決定する。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定の業務（対策本部）

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）により、建設水道部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編制
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに町民等の対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町は、道と相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は、道及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした判定士の育成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (3) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第24節 行方不明者の搜索及び遺体の処理並びに埋葬計画

《住民環境部、福祉部》

災害により行方不明となった者の搜索及び遺体の収容処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 行方不明者の搜索及び遺体の収容、処理並びに埋葬の実施は、町長が警察署その他関係機関の協力を得て行うものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗淨等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 行方不明者の搜索

- (1) 搜索の対象
災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者
- (2) 搜索の実施
町長は搜索班を編成し、石狩北部地区消防事務組合当別消防署、札幌方面北警察署に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、関係機関等及び町民等の協力を得て、搜索を実施するものとする。
- (3) 他市町村への要請
町の区域内において被災し、行方不明者が他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し搜索を要請する。
ア 行方不明者が漂着していると思われる場所
イ 行方不明者の人数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等
- (4) 自衛隊への要請
「第30節自衛隊派遣要請計画」による。

3 遺体の処理

- (1) 対象者
災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者
- (2) 実施の方法
遺体の処理計画及び実施は、収容処理班を編成する。
また、必要に応じて、江別市医師会当別ブロック、日本赤十字社北海道支部、町民等に協力を求めて実施する。
- (3) 処理の範囲
ア 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処理
遺体の識別のため、遺体の洗淨、縫合、消毒をし、又、撮影等により身元の確認を行うものとする。
イ 遺体の一時保存（町）
識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、遺体を特定の場所（町内寺院、公共施設その他遺体の収容に適当な場所に安置し、埋葬の処理を行うまで一時保存するものとする。
ウ 検案
遺体について、死因等に関し医学的に検査をする。
エ 遺体見分（警察官）

変死体については、直ちに警察署に届出、検視後に死体の処理にあたる。

(4) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

(5) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族又は親族に連絡した上で、引き渡しを行う。

4 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族もしくは親族のいない遺体。

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 事故死等による遺体については、警察機関からの引き継ぎを受けた後埋葬する。

ウ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬とする。

エ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元の判明しない者の埋葬は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理するものとする。

オ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関や協定による協力を得て行うものとする。

5 火葬場の状況

火葬場	所在地	炉数
当別町 みどりヶ丘葬苑	当別町字青山1987番地	2基

6 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

7 安否確認に関する事務

町は、行方不明者の届出等を行う窓口を開設し、事務は別途マニュアルを定めて行う。

なお、安否確認には、武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムの活用や、被災者支援システムの導入などにより、安否確認等を行えるよう情報管理に努める。

8 遺体の搜索等の記録

行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録するものとする。

(1) 行方不明者の搜索

ア 行方不明者の搜索に係る物資受払状況（別記様式第20号）

イ 遺体の搜索状況記録簿（別記様式第21号）

(2) 遺体の処理

遺体の処理台帳（別記様式第22号）

(3) 遺体の埋葬

埋葬台帳（別記様式第23号）

第25節 障害物除去計画

《建設水道部》

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力して交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

(2) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他法律の定められている当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、町民等の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

(1) 町民等の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

(2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする（「第30節自衛隊派遣要請計画」による）。

(2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 撤去した障害物の集積場所

(1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地等を利用し集積するものとする。（基本法第64条第2項）

(2) 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。（基本法施行令第26条）

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第9節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第26節 応急土木対策計画

《建設水道部》

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画の定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

- (1) 災害の原因
 - 暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
 - 豪雨、豪雪、融雪、なだれ及び異常気象等による出水
 - 津波、山崩れ、地すべり、土石流、がけ崩れ、火山噴火、落雷
- (2) 被害種別
 - 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
 - 盛土及び切土法面の崩壊
 - トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
 - 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
 - 河川及び砂防えん堤の埋塞
 - 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
 - ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
 - ダム貯水池の流木等の堆積
 - 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の被害

2 応急土木復旧対策

- (1) 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。
- (2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

 - ア 応急措置の準備
 - (ア) 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。
 - (イ) 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。
 - イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は町民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、自衛隊及び防災関係機関の協力を求めるものとする。
 - ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、イに定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携（協定の締結等）を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第27節 応急飼料計画

《経済部》

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

町は、家畜飼料の応急対策を円滑に行うものとする。

2 実施の方法

町は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって石狩振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第28節 労務供給計画

《総務部》

災害時における応急対策の実施に必要な一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るための労務の供給は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

町長は、町が実施する災害応急対策に必要な民間団体への協力依頼及び労務者の雇上げを行うものとする。

2 民間団体への協力要請

(1) 動員の順序

災害応急対策の要員を確保する場合は、ボランティア団体及び奉仕団の動員、次に被災地区以外の町民等の協力を得るものとし、特に必要な場合において、労務者を雇上げするものとする。

(2) 動員要請

本部の各部長においてボランティア団体等の労務を必要とするときは、次の事項を示し総務部長に対し要請をするものとする。

- ア 労務要員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 従事する場所
- エ 就労予定期間
- オ 所要人員数
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

3 労務者の雇用の範囲

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療・助産の移送労務者
- (3) 被災者の救出のため機械器具資材の操作の労務者
- (4) 飲料水供給のための運搬労務者
- (5) 遺体の捜索処理のための労務者
- (6) その他災害応急対策に必要な労務者

4 供給方法

- (1) 町は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、札幌北公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- (2) 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 職業別、所要労働者数
 - イ 作業場所及び作業内容
 - ウ 期間及び賃金等の労働条件
 - エ 宿泊施設等の状況
 - オ その他必要な事項
- (3) 札幌北公共職業安定所長は、前号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

5 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- (2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るように努めるものとする。

6 災害時の応援協定に基づく要請

町は、災害時応援協定に基づき、協定先より労務者の確保に努めるよう体制を確保するものとする。

第29節 消防防災ヘリコプター活用計画

《総務部》

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、本計画の定めるところによる。

1 運行体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところによる。

2 緊急運行の要請

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し運行の要請をするものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

3 要請方法

知事に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票（別記様式第24号）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・電話番号 011-782-3233
- ・FAX番号 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話番号 6-210-39-897、898

5 報告

町は、災害が収束した場合は、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記様式第25号）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急・救助活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

7 救急患者の救急搬送手続等

(1) 応援要請

町は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 町は、医療機関等からの緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、石狩振興局（地域創生部地域政策課）及び札幌方面北警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話等により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の救急搬送情報伝達票（別記様式第26号）を提出するものとする。

ウ 町は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町は、知事から運航の可否、運行スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

8 ヘリコプターの離着陸可能地

本町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、資料29のとおりである。

第30節 自衛隊派遣要請計画

《総務部》

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し、自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請するものとする。

1 災害派遣要請基準

自衛隊への災害派遣の要請は、人命及び財産の保護のため行うものとし、概ね次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のため必要とする場合
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とする場合
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とする場合
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とする場合
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とする場合
- (6) 応急措置のため、医療、防疫、給水、通信等について必要とする場合

2 災害派遣要請の手続き等

(1) 派遣要請の方法

町は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（別記様式第27号）をもって知事（石狩振興局長）に対し依頼する。

この際、要請に先立ち振興局を通じ、派遣を要請する自衛隊の防災担当と被害の状況に関する情報共有及び災害派遣に関する調整を行う。

この場合において、町は必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び自衛隊の派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 町は、人命の緊急救助に関し、知事（石狩振興局長）に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（石狩振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接部隊の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに知事（石狩振興局長）に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。

3 災害派遣部隊の受入体制

町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

(1) 受入れ準備の確立

ア 担当部班

受入れの担当部班は、応援を受ける内容により関係のある部班が担当するものとする。

イ 連絡職員の氏名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官と協議、決定、連絡にあたるものとする。

ウ 宿泊場所等の準備

宿泊は、原則として自衛隊駐屯地又は天幕露営とし、給食設備についても自ら実施するものとするが、町は、派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所を準備する。

エ 派遣部隊の野営及び車両の駐車場、資機材置場等の拠点地

派遣部隊の町内活動拠点候補地は次のとおりとする。ただし、その他の場所についても災害の規模や被害の状況により適切に活用を図る。

場所	所在地	面積
旧弁華別中学校	弁華別4 2 9 番地 5	2, 4 1 5 m ²
旧弁華別中学校グラウンド	弁華別4 2 9 番地 5	1 3, 6 0 6 m ²

オ 作業計画の作成

町は、応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画し、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備しておくものとする。

(2) 派遣部隊到着の措置

ア 担当部班は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるものとし、現地責任者に立合わせ、作業に支障をきたさないよう留意するものとする。

イ 知事（石狩振興局長）への報告

町は、到着後及び必要に応じて知事（石狩振興局長）に報告するものとする。

4 経費

(1) 次の費用は、町において負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

5 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助活動
- (4) 水防・消防活動
- (5) 道路又は水路の啓開
- (6) 応急医療、救護及び防疫
- (7) 人員及び物資の救急輸送
- (8) 給食、給水及び入浴支援
- (9) 交通規制
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

6 派遣部隊の撤収要請

町は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（別記様式第28号）をもって知事（石狩振興局長）に撤収要請を依頼するものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは口頭又は電話等で要求し、その後文書を提出するものとする。

7 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口・連絡方法を定めるとともに、自衛隊連絡班が派遣された場合は、役場内に連絡部署を設ける等、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(2) 連絡調整

町は、災害時に自衛隊の救援活動が適切且つ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊

等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

8 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓練の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 町民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 町民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第31節 広域応援・受援計画

《総務部》

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「本章第6節 避難対策計画」による。

1 当別町

(1) 応援協定による応援・受援

大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」の他、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき応援・受援の実施を図る。

【締結している協定】

「当別町と大崎市との災害時相互応援協定」

「当別町と宇和島市との災害時相互応援協定」

「札幌市及び当別町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約」

(2) 基本法による応援・受援

ア 町長は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、町長は応急措置を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（石狩振興局長）に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を求めることができる。

ウ 町長は、知事が、災害発生都道府県又は内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

2 北海道

(1) 応援協定による応援要請

北海道における大規模災害時に、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請する。

(2) 応急対策職員派遣制度による応援の要請

北海道における大規模災害時に、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する。

なお、町及び道は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(3) 基本法による応援要求

知事（石狩振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

(4) 道から指定行政機関等に対する応援の要求

北海道における大規模災害時に、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

3 消防機関

- (1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、町長は、知事に対し、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき消防防災ヘリコプターを要請する。
- (2) 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の受入態勢を確立しておく。
- (3) 大規模災害時における緊急消防救助隊の応援要請の受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊援護計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

4 防災関係機関の活動拠点等

防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。

なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や市町村、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

5 活動拠点候補地

各機関による応援・受援活動の拠点候補地は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請計画」に記載の活動拠点候補地と同様とする。

なお、これ以外の場所についても、災害の規模や被害状況等により適切に活用を図る。

第32節 職員応援派遣計画

《総務部》

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めることができる。

1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長に予め協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互の派遣についても含むものとする。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定するものとする。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

(4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

(5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

【参考】昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域 に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日 につき）	その他の施設 （一日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第33節 災害ボランティアとの連携計画

《総務部、福祉部》

災害時における日本赤十字社北海道支部及び当別町社会福祉協議会（以下「社協」という。）、各種ボランティア団体・NPOとの連携は本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等の協力

町、道及び防災関係機関等は、社協、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力申し入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受けるものとする。

2 ボランティアの受け入れ

町、道、社協及び防災関係機関等は、相互に協力して、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ調整等、その受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

町、道及び防災関係機関等は、ボランティアの受け入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

4 ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部、社協及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。そのため町は、「災害ボランティア活動支援マニュアル」、「災害ボランティア設置・運営マニュアル」等を作成し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保に努めるものとする。

5 災害ボランティアセンターの設置要請

町は、社協に対して、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の支援を要請する。

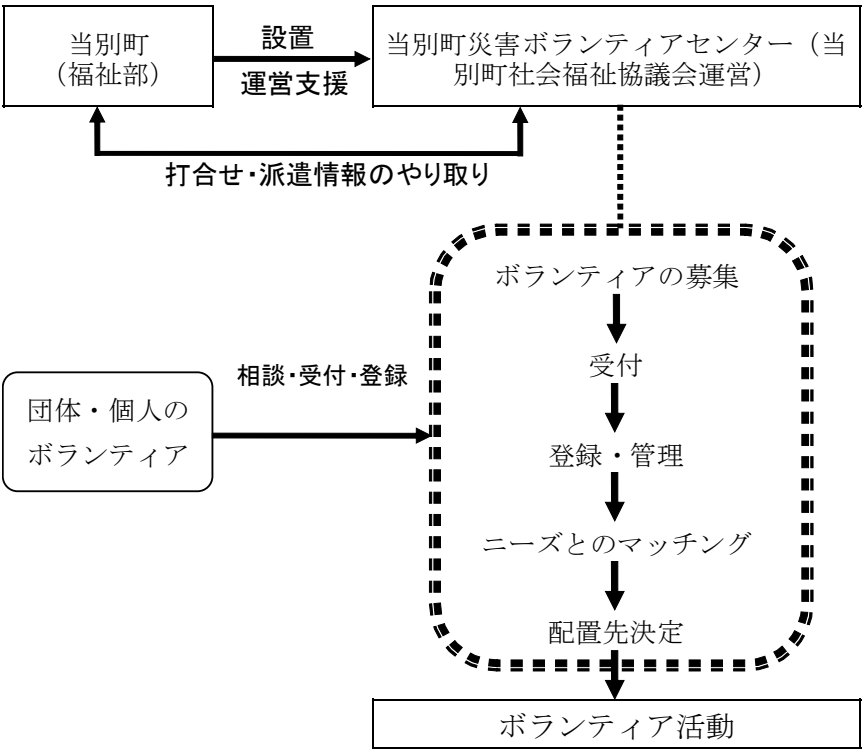
6 災害ボランティアセンターの設置及び運営

社協は、当別町総合保健福祉センターに災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、町の要請やボランティアニーズを把握し、ボランティアの配置、関係

機関との調整、資機材の供給等を行う。

【当別町災害ボランティアセンター設置・運営図】



第34節 災害義援金募集（配分）計画

《福祉部》

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分に関する計画は、この計画に定めるところによる。

1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

2 運営方法

委員会の運営方法等は委員会会則の定めるところによる。

3 義援金の受付（配分）

(1) 日本赤十字社

日本赤十字社は、全国各地から義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、北海道支部及び当別町分区に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を災者に配分するものとする。

(2) 当別町

町は、全国各地から義援金を受け付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分するものとする。

ア 義援金の受付

(7) 義援金の受付窓口を、福祉部に開設し受付を行うものとする。

(4) 本部に届けられた義援金は、福祉部において受け付け、本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管するものとする。

イ 義援金の配分

一時保管した義援金は、本部でとりまとめ、配分に当たっては配分委員会を配置し、配分方法を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。

第35節 災害応急金融計画

《福祉部、経済部》

災害の応急復旧を図り、り災者の速やかな立直りを期するための応急金融は、この計画に定めるところによる。

1 応急金融対策

応急金融対策は、次に掲げるとおりである。大要については、資料30のとおりである。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）、水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第36節 災害救助法の適用と実施計画

《総務部、福祉部》

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、この計画に定めるところによる。

1 実施体制

救助法による救助は、知事（石狩振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した区域において、当該災害にかかる現に救助を必要とする者に対して行う。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内において現に救助を必要とする者に対して行う。

適 用 基 準				摘 要
被害区分 市町村の人口	市町村単 独の場合	相当広範 囲な場合 (全道2,500 世帯以上)	被害が全道にわ たり、12,000世 帯以上の住家が 滅失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したものの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失 世帯数	住家滅失 世帯数		
5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		
300,000人以上	150	75		

3 救助法の適用手続

(1) 町長は、町内における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を石狩振興局長に報告しなければならない。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 法の適用を要請する理由

エ 法の適用を必要とする期間

オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置見込み

カ その他必要な事項

- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに石狩振興局長へ報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を行うものとする。

なお、知事は、町が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市町村・日赤道支部 市町村
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定：市町村 設置：道 (ただし、委任したときは市町村)
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (ただし、委任したときは市町村)
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (ただし、委任したときは市町村)
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある者 など	市町村
学用品の給与	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒(義務教育学校含む)及び高等学校等生徒(専門学校生、大学生等は対象外)	市町村
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を	市町村

	実施する者に支給	
遺体の搜索	災害のために現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を搜索する	市町村
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	市町村・日赤道支部
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村

(2) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(3) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならないものとする。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等により、その責任を明らかにしなければならないものとする。

第6章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層建築物の増加、トンネル、橋梁など道路施設の整備等が進展している。

このような社会構造の変化により、危険物等災害、鉄道災害、道路災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るための計画は、本計画に定めるところによる。

第1節 鉄道災害対策計画

1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施要項

ア 北海道運輸局

- (ア) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (イ) 関係機関と相互連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (ウ) 踏切事故を防止するため、鉄道業者とともに広報活動に努めるものとする。

イ 鉄軌道事業者（北海道旅客鉄道株式会社）

- (ア) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- (イ) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- (ウ) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。
- (エ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (オ) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- (カ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (キ) 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

災害応急対策実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び町民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

北海道旅客鉄道株式会社、当別町、石狩北部地区消防事務組合当別消防署、北海道、北海道警察

(7) 被災者の家族への広報
関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 鉄道災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 鉄道災害の状況
- b 旅客及び乗務員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等地域に与える影響
- g その他必要な事項

町は、鉄道災害時、災害応急対策を実施するため、必要に応じ第3章第3節「当別町災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

124

防災関係機関の長は、鉄道災害時、その状況に応じて、応急活動体制を整え、他の関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、北海道旅客鉄道株式会社が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第7節「救助救出計画」により実施する。

(5) 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第17節「医療救護計画」の定めによるもののほか、北海道旅客鉄道株式会社も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 北海道旅客鉄道株式会社

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

(7) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速な消防活動を実施するものとする。

(4) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の搜索及び遺体の収容

町及び関係機関は、第5章第24節「行方不明者の搜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」により行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第9節「交通応急対策計画」より必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第30節「自衛隊派遣要請計画」により実施する。

(11) 広域応援

町及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」により、他の市町村、他の消防機関、他都府県及び国への応援を要請する。

(12) 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

第2節 道路災害対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

町は、関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 道路管理者

- (ア) トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (イ) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- (ロ) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (ハ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (ニ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- (ホ) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。
- (ヘ) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (コ) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

イ 北海道警察

道路の交通安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合は、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

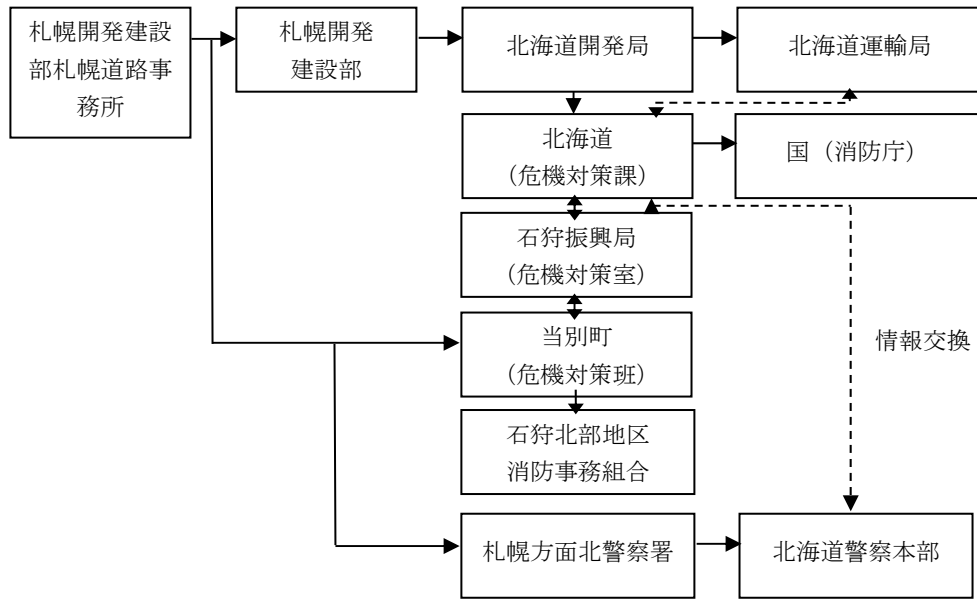
3 災害応急対策

(1) 情報通信

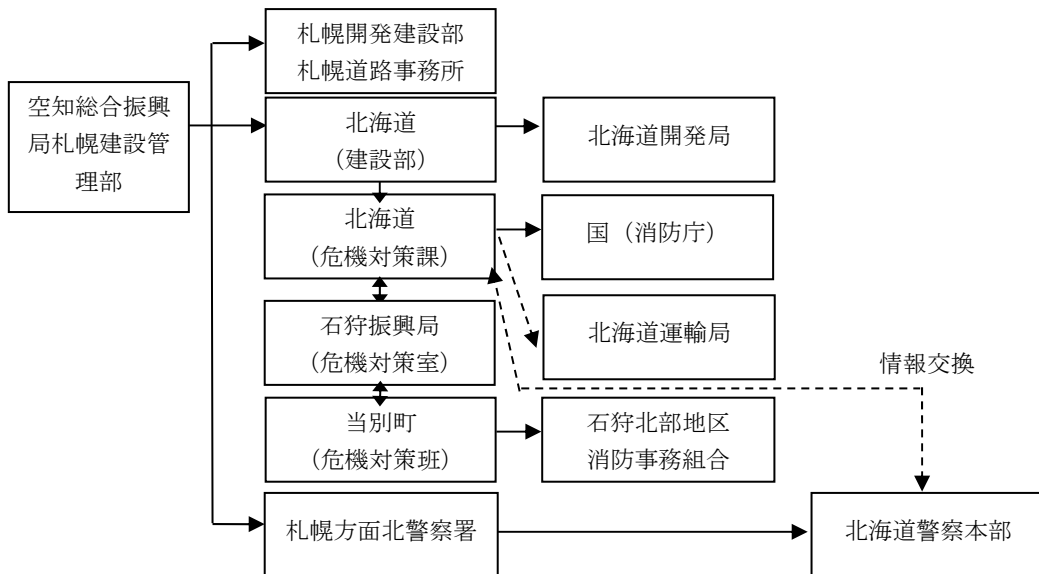
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集及びその通信等は次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

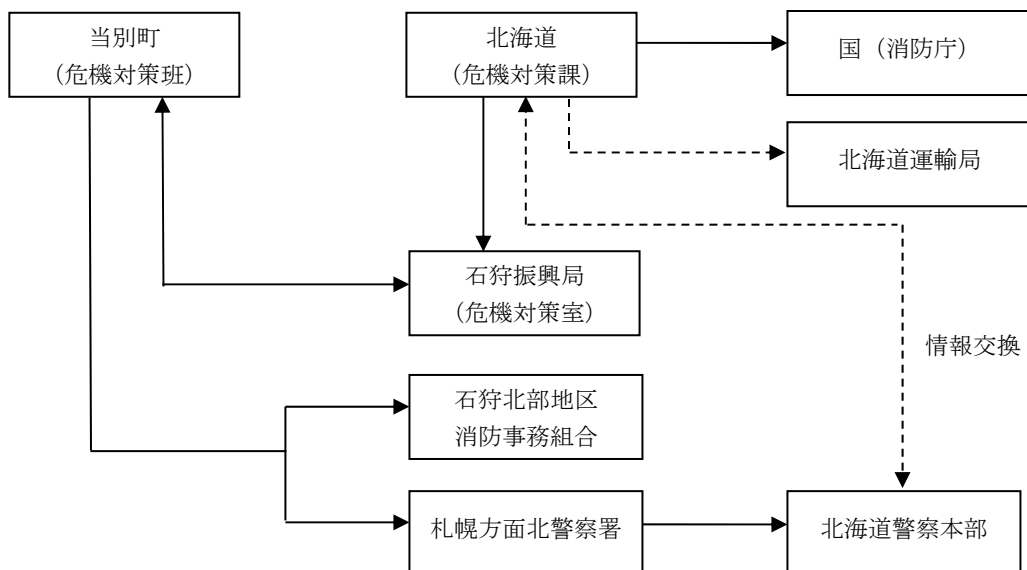
(7) 国の管理する道路の場合



(4) 道の管理する道路の場合



(7) 当別町の管理する道路の場合



イ 実施事項

- (7) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (4) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (7) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び町民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」によるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

道路管理者、町、北海道、札幌方面北警察署

イ 実施事項

(7) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 道路災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(4) 道路利用者及び町民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 道路災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設の復旧状況
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町は、道路災害時、その状況に応じて第3章第3節「当別町災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、他の関係機関との連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第7節「救助救出計画」により実施する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第17節「医療救護計画」により実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、石狩北部地区消防事務組合当別消防署による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

- (7) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

- (4) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等
町及び関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。
- (8) 交通規制
道路災害時における交通規制については、第5章第9節「交通応急対策計画」により実施する。
 - ア 札幌方面北警察署
道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。
 - イ 道路管理者
自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。
- (9) 危険物流出対策
町及び関係機関は、道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章次節「危険物等災害対策計画」により速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。
- (10) 自衛隊派遣要請
町は、道路災害発生時に災害の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣が必要な場合は、第5章第30節「自衛隊派遣要請計画」により実施する。
- (11) 広域応援
町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」により、他の市町村、他の消防機関、他都府県及び国へ応援を要請する。
- (12) 災害復旧
道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。
 - ア 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
 - イ 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - ウ 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
 - エ 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第3節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防・応急対策は、この計画に定めるところによる。

なお、電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策については、北海道地域防災計画「原子力防災計画編」に定めるところによる。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気電管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

3 災害予防

町、石狩北部地区消防事務組合当別消防署及び道は、災害予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

また、危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

(ア) 消防法に定める設備基準・保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

(ウ) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署、北海道

(ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 札幌方面北警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、

災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

- (ア) 火薬類取締法の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 北海道産業保安監督部

- (ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
- (エ) 事業者の予防対策について監督、指導する。

エ 北海道

- (ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発することができる。
- (イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

オ 札幌方面北警察署

- (ア) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- (イ) 火薬類運搬の届出
火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- (ウ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

- (ア) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察等に届け出るものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 北海道産業保安監督部

- (ア) 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ) 事業者の予防対策について監督、指導するものとする。

エ 北海道

- (ア) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス

製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

- (7) 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

オ 札幌方面北警察署

- (7) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その他実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (4) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

- (7) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (4) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を石狩振興局保健環境部保健行政室（江別保健所）、札幌方面北警察署又は石狩北部地区消防事務組合当別消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずるものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 北海道

- (7) 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- (4) 事業者の自主保安体制の確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

エ 札幌方面北警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

- (7) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (4) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 札幌方面北警察署

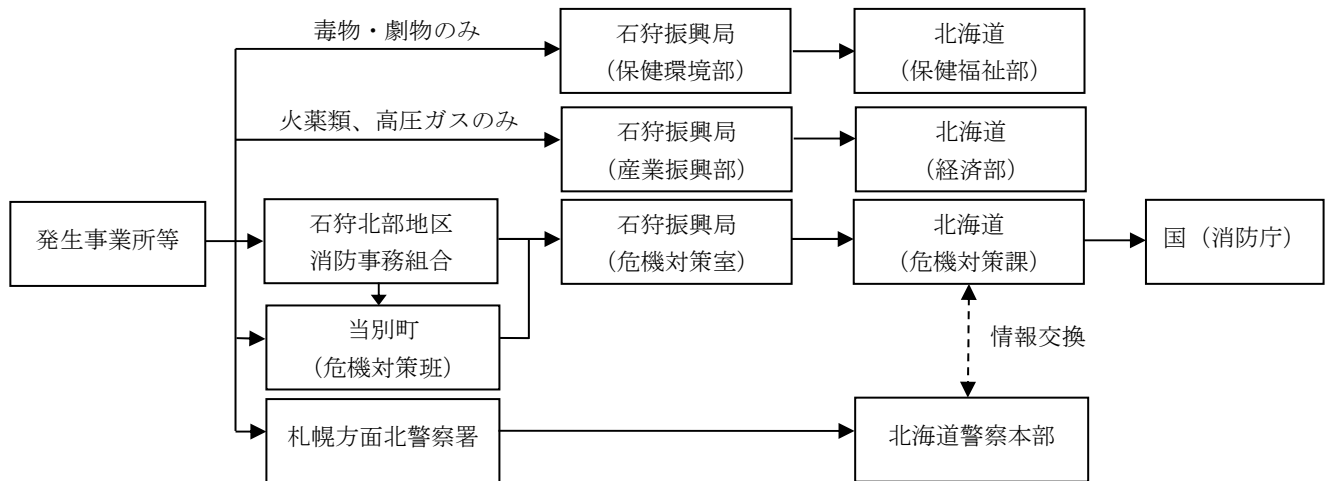
- (7) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その他実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (4) 放射線同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

4 災害応急対策

危険物災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信は、次により実施する。

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統



イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、町民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」によるほか、次により実施する。

ア 実施機関

事業者並びに消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関等の実施する応急対策の概要
- f その他必要な事項

(イ) 町民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて第3章第3節「当別町災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 道の災害対策組織

知事は、危険物等災害時、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

イ 危険物の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑える等消防活動に努めるものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

(7) 事業者と緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

(4) 消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第6節「避難対策計画」により、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 救助救出及び医療救護活動

町及び関係機関は、第5章第7節「救助救出計画」及び第5章第17節「医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

(8) 行方不明者の搜索及遺体の処理等

町及び関係機関は、第5章第24節「行方不明者の搜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第9節「交通応急対策計画」により必要な交通規制を実施するものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

第5章第30節「自衛隊派遣要請計画」により、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

(11) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」により、他の市町村、他の消防機関、道及び国へ応援を要請する。

第4節 大規模な火事災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

町は、防災機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

(1) 町、石狩北部地区消防事務組合当別消防署

ア 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

イ 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

ウ 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

エ 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会の情報提供など、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

オ 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、町民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

カ 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

キ 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

ク 消防体制の整備

消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

ケ 防災訓練の実施

関係機関、町民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後は評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

コ 火災警報の発令

町は、石狩振興局長から火災気象通報を受けたとき、平均風速が毎秒18m以上と予想されるとき、又は実効湿度が60%以下、最少湿度が30%以下及び平均風速が毎秒12m以上と予想されるときに、消防法第22条により、火災警報を発令することができる。

(2) 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町及び石狩北部地区消防事務組合当別消防署が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

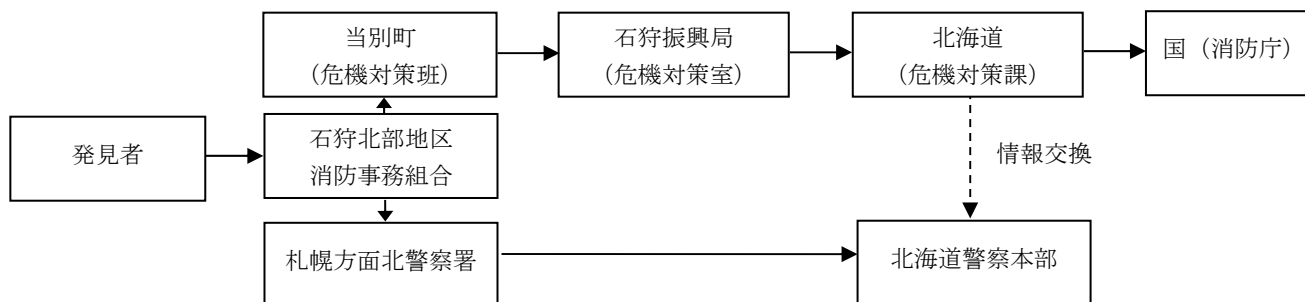
3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、町民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」によるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否状況
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 町民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町は、大規模な火事災害時、その状況に応じて第3章第3節「当別町災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、「石狩北部地区消防事務組合消防計画」によるほか、人命

の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行うものとする。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、町民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。なお、町民等による初期消火活動実施にあたっては、町民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

(5) 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第6節「避難対策計画」により、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 救助救出及び医療救護活動

町及び関係機関は、第5章第7節「救助救出計画」及び第5章第17節「医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

(7) 行方不明者の搜索及び遺体の処理等

町及び関係機関は、第5章第24節「行方不明者の搜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第9節「交通応急対策計画」により必要な交通規制を実施するものとする。

(9) 自衛隊派遣要請

第5章第30節「自衛隊派遣要請計画」により、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

(10) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」により、他の市町村、他の消防機関、北海道及び国へ応援を要請する。

4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、次章「災害復旧計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第5節 林野火災対策計画

1 基本方針

林野を火災から保護するための予防措置及び火災発生の場合における効率的な消火措置については、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

(1) 当別林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、当別林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

ア 実施機関

当別町、北海道森林管理局、石狩森林管理署、空知総合振興局森林室、石狩振興局、石狩振興局森林室、財団法人北海道森林整備公社道民の森管理事務所、札幌方面北警察署当別交番、北海道旅客鉄道株式会社、当別駅、航空自衛隊第45警戒隊、石狩北部地区消防事務組合当別消防署、当別消防団、当別町森林愛護組合連合会、各地区森林愛護組合、当別町森林組合

イ 協力機関

札幌道路事務所当別分庁舎、札幌建設管理部当別出張所、札幌開発建設部札幌北農業事務所篠津地域農業施設管理支所、当別町教育委員会、各小・中・高等学校、北海道医療大学、北石狩農業協同組合、各新聞社、当別町観光協会、スウェーデンヒルズゴルフ倶楽部、ハッピーバレーゴルフクラブ、石狩平原カントリークラブ、大札幌カントリークラブ、当別土地改良区、篠津中央土地改良区、当別町内造林関係業者、当別町自然保護監視員

(2) 気象情報連絡体制

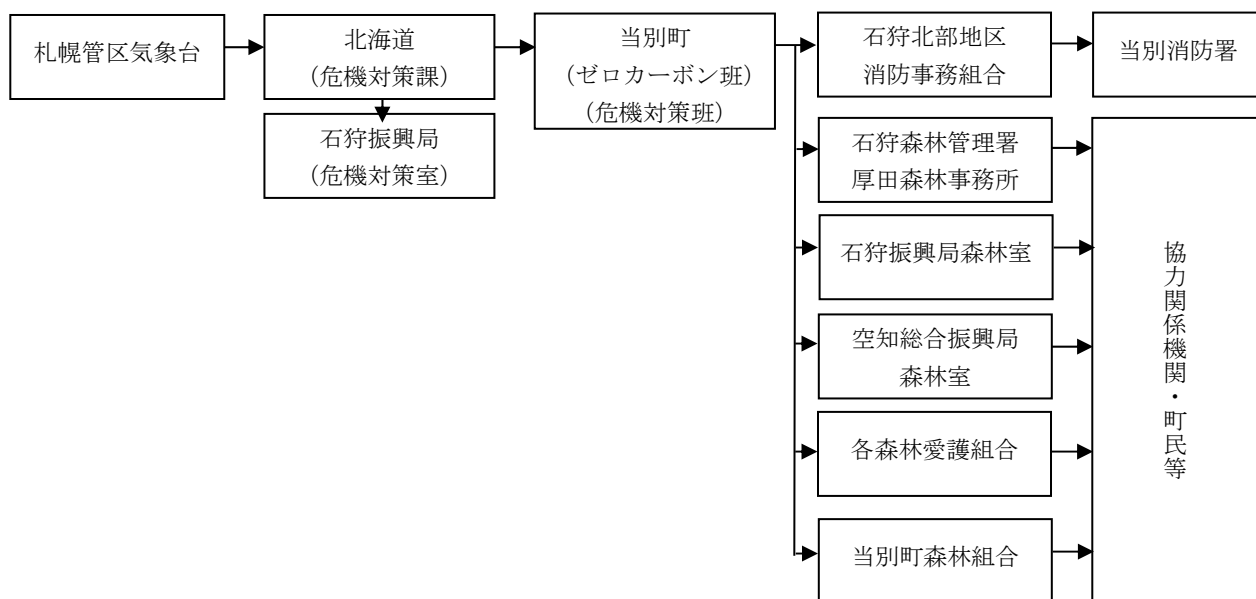
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因のため、特別警報・警報・注意報並びに情報等を的確に把握し、気象情報の伝達に努めるものとする。

ア 気象情報伝達系統

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区气象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は第3章第4節「気象業務に関する計画」のとおりである。

町は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を北海道森林管理局石狩森林管理署等の関係機関へ通報するとともに、町民に周知徹底を図る。

また、町は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令する。



(3) 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであることを踏まえ、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずる。なお、概ね3月から6月までを林野火災危険期間として設定し、対策の強化を図る。

ア 町、石狩森林管理署、北海道

(7) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- a タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、広報誌、看板、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- b 入林の許可・届出等について指導する。
 - (a) 入林にあたっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。
 - (b) 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認にあたっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。
 - (c) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
 - (d) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(4) 火入対策

林野火災危険期間中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- a 森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- b 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- c 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- d 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。
- e 林野火災特別警戒区域の設定に努めることとし、それぞれの所管する機関において警戒体制の強化を図る。

(7) 消火資機材等の整備

- a 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- b ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプターの離発着の適地を予め選定する。

イ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- (7) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- (4) 巡視
- (7) 無断入林者に対する指導
- (エ) 火入れに対する安全対策

ウ 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

- (7) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舍等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒にあたらせることとする。
- (4) 火気責任者が指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備

前記(7)における対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。

なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。
- (7) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

エ 北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送事業者

北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送事業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及

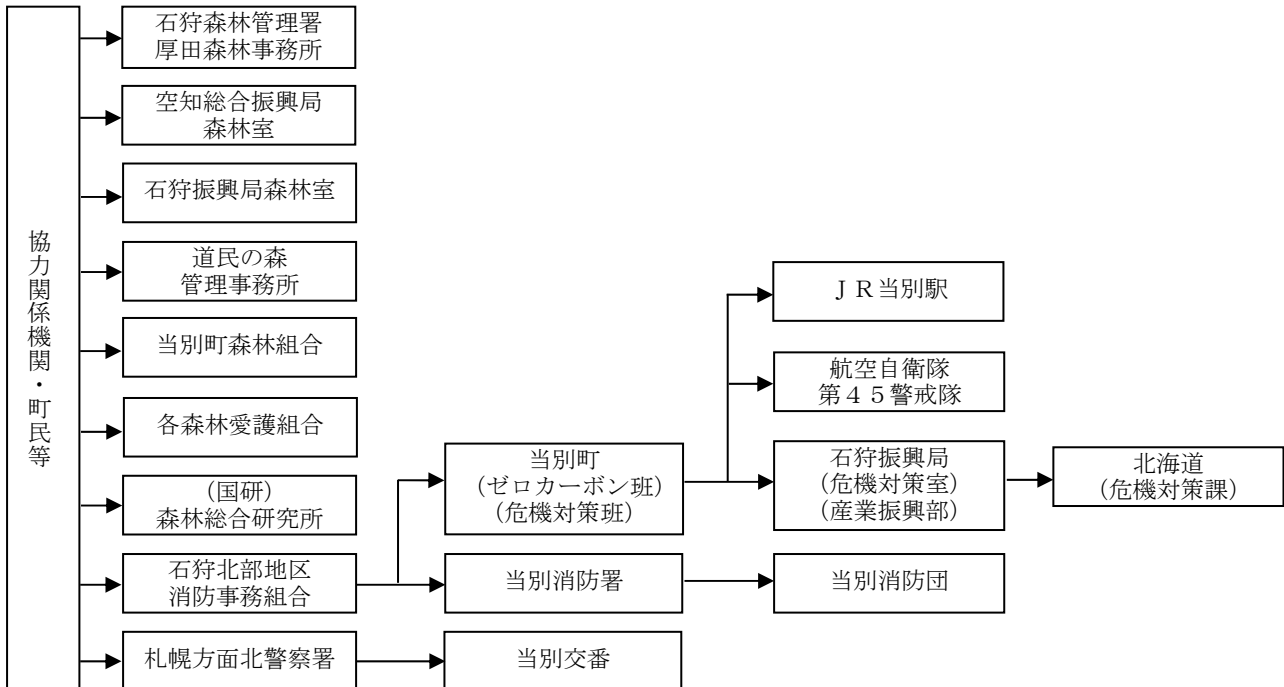
び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- (ア) 路線の巡視
- (イ) ポスター掲示等による広報活動
- (ウ) 林野火災の巡視における用地の通行
- (エ) 緊急時における専用電話の利用

3 応急対策

(1) 情報通信

ア 林野火災発生通報系統



イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (エ) 町及び石狩振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、町民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」によるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 町民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況

- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制
 - ア 町の災害対策組織

町は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて第3章第3節「当別町災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
 - イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。
- (4) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、人命の安全と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

 - ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。なお、町民等による初期消火活動の実施にあたっては、町民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。
 - イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第29節「消防防災ヘリコプター活用計画」に基づく、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
- (5) 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第6節「避難対策計画」により、必要な避難措置を実施するものとする。
- (6) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第9節「交通応急対策計画」により必要な交通規制を実施するものとする。
- (7) 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については、第5章第30節「自衛隊派遣要請計画」により実施する。
- (8) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」により、他の市町村、他の消防機関、道及び国へ応援を要請する。

第6節 大規模停電災害対策計画

1 基本方針

大規模停電災害により、町民等の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。

(イ) 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

(ウ) 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

ア 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 北海道

大規模災害発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(5) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 町民等に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 社会福祉施設等の重要施設

要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

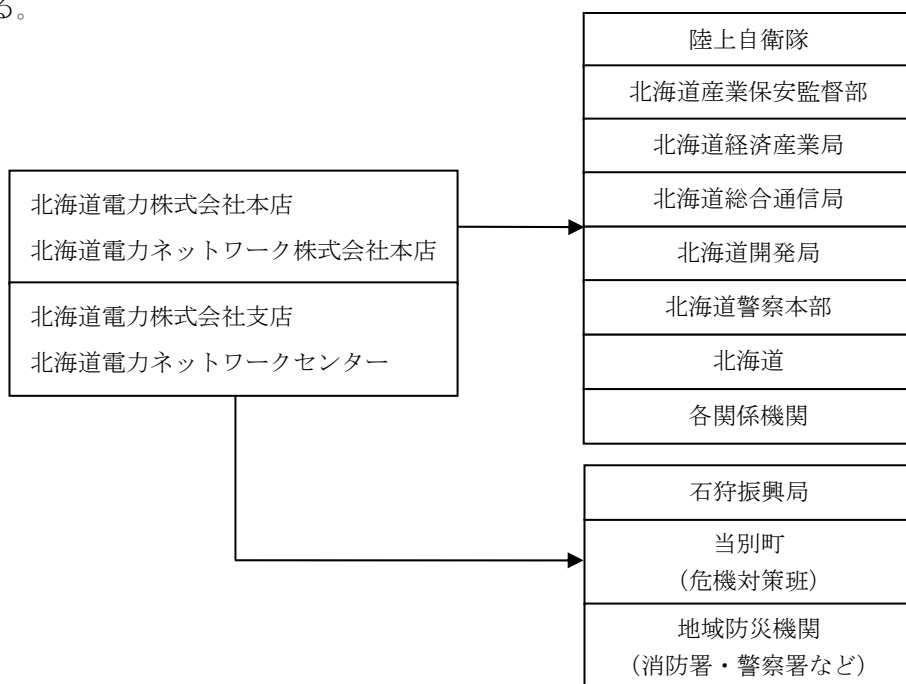
3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の町民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

当別町、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

イ 実施事項

実施機関は、町民等や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、町民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- (ア) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 停電の復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 当別町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じ北海道地域防災計画(以下、「道計画」という。第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を

とりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(7) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。

(4) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

(5) 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、道計画第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、道計画第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

ア 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により町民等の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、道計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

ア 緊急的な電力供給

(7) 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

(4) 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

(5) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、(4)による決定に基づき、電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

道及び町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第15節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

(12) 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第30節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(13) 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。

第7章 災害復旧・被災者援護計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、被災者の生活や社会経済活動の早期回復をめざし、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

また、計画の作成にあたっては町民等の意見を十分聴取した上で、関係機関と調整を図るものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、道計画に記載のとおりである。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

(1) 当別町

- ア 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- イ 町は、町内の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- ウ 効果的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- エ 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- オ 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて発災後に応急危険度判定の実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

- 町は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができるものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

- ア 町は、町内の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ロ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- (カ) 援護の実施の状況
- (キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (ク) 電話番号その他の連絡先
- (ケ) 世帯の構成
- (コ) 罹災証明書の交付の状況

- (サ) 町が台帳情報を当別町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

- (シ) (サ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

- (ス) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

- (セ) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

- ウ 町は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- エ 町は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

- ア 町は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- (ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受けるものが、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- イ 台帳情報の提供を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町に提出しなければならない。
- (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - (オ) その他台帳情報の提供に関し町が必要と認める事項
- ウ 町は、イの申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節2のアの(ス)）を含めないものとする。

3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

改訂履歴

策定 昭和40年 3月24日

改訂 昭和45年 4月 8日

昭和49年12月19日

昭和51年10月 1日

平成 3年 8月 5日

平成13年 3月28日

平成27年 6月23日

平成28年 7月23日

令和 6年 2月29日

令和 7年 8月29日